

令和7年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月24日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 渕 ひろし
13番	今 木 啓一郎	16番	庄 田 昭 人
17番	若 井 千 尋	18番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（2名）

14番	杉 原 克 巳	15番	棚 橋 敏 明
-----	---------	-----	---------

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆さん、おはようございます。

また、本日、悪天候の中、傍聴いただき心より御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

8 番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 皆様、改めましておはようございます。

また、傍聴に雨の中に来ていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

議席番号 8 番、創緑会、若原達夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の今回の質問内容は 3 項目になります。

さて、今週は梅雨の空に戻りましたが、先週は岐阜県下でも大変暑い日が続き、18日と19日は 2 日間続けて全国の最高気温で多治見市が 1 位、揖斐川町が 2 位、美濃市が 3 位になるなど、6 月とは思えない日々になりました。特に、18日には 5 位が大垣市、6 位に岐阜市と、10 位以内に岐阜県下 5 市町村が入り、暑さ対策に御苦労されたことだと思います。

こうした状況下で夏の暑さから瑞穂市の市民や子供たちをどのように守っていくのか、その政策について質問させていただくことが 1 つ目の項目になります。

2 つ目は、坂野都市整備部長に瑞穂市のまちづくりに対する思いをお聞きしたいと思います。

3 つ目は、市長に任期 2 年目の折返し地点での思いをお聞きしたいと思います。

以下、質問席より質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

夏の暑さから市民の命と健康を守る政策についてお尋ねいたします。

近年の夏の暑さは、国連のグテーレス事務総長が述べているように、地球の状況は壊れている状況にあり、地球は温暖化を超え、地球沸騰化と表現しています。当然この原因は、CO₂の排出にブレーキが利かない世界情勢にあることは言うまでもありません。

この状況は、瑞穂市でも顕著に表れていると思います。岐阜地方気象台のデータを少し報告させていただきます。

瑞穂市には観測地点がないため、岐阜市のデータになりますが、参考データとして活用させ

ていただきます。

古いデータになりますが、今から100年前の1920年から1925年の真夏日の平均回数は53.2日間でした。2000年代に入り、2000年から2020年の20年間の真夏日の平均回数は75.6日で、この間で約22日間増えています。そして、2020年から去年2024年までの5年間の平均回数は85.6日間で、ここ5年間で100年前より約1か月分に相当する32日間の真夏日が増えた計算になります。

35度以上の猛暑日に関しても、100年前はたった5日間でした。そして、2000年からの20年間は18.4日間で、3倍以上に猛暑日が増えています。さらに、ここ5年間に関しては26.9日間と100年前の5倍以上になり、20日間以上猛暑日が増えています。

さらに、熱帯夜は100年前の平均はたった2.4日のみでしたが、2000年からの20年間の平均は28日と、そしてさらに近年では40日と、まさに寝苦しい夜が続いています。

当然のことながら、今後も日々こうした日々が多くなる傾向になると予測されています。こうした状況下で市民の命を守り、健康を促す上で熱中症警戒アラートを発表することも多くなっていると思います。

環境省の公表資料によると、熱中症警戒アラートの発表回数は、全国で2021年には613回、2022年には889回、2023年には1,233回、そして去年2024年は1,722回で、この3年間だけでも3倍近い発表数となっております。

その熱中症警戒アラートの発表基準について、改めてお尋ねいたします。

その基準は県・国によるものなのか、瑞穂市独自の基準も加わるのか、また瑞穂市においては熱中症警戒アラートが何日発表されているのか、その場合の瑞穂市の市の対策についてまず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

若原議員の御質問にお答えさせていただきます。

国は、熱中症対策の強化のため、気候変動適応法を改正いたしまして、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報に法定化し、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）を新たに創設いたしました。

発表の基準でございますが、国が定めておりまして、熱中症警戒情報は暑さ指数が33、熱中症特別警戒情報につきましては35に達すると予測される場合に発表されます。この暑さ指数は、人体と外気との熱のやり取りに着目し、気温、湿度、日射、輻射、風の要素を基に算出する指標でございます。

令和3年度以降の熱中症警戒情報、熱中症警戒アラートでございますが、発表回数は、県単位で発表されますが、岐阜県では令和3年度は8回、令和4年度は2回、令和5年度は9回、

令和6年度は20回となっております。令和6年度から創設されました熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）は、全国においてもゼロ回でございました。

発表された場合の市としての対応でございますが、市民への注意喚起として、暑さ指数により定期的に防災行政無線により熱中症への注意喚起を放送しておりました。令和6年度からは熱中症特別警戒情報が創設されたことによりまして、基本この発表があった場合に防災行政無線を放送することといたしました。

なお、発表された場合は、健康推進課より関係各課へ連絡をしまして、それぞれの課において対策を講じることとしております。

その他、広報紙や瑞穂市ホームページに注意喚起を掲載し、また環境省熱中症予防情報サイトへの登録をお願いいたしまして、個人でも対策に取り組んでいただけるように働きかけをしておるところでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 御説明ありがとうございます。

今お聞きした熱中症警戒アラート、情報等、いろいろ区別されていると思いますが、今御報告がありました暑さ指数に対しても、注意、警戒、嚴重警戒、危険の4段階があり、運動に関する指針も示されていますが、その測定方法や結果に対する市の対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

日本スポーツ協会による熱中症予防運動指針は、国が示す暑さ指数を用いた指針でございます。暑さ指数により5段階に応じて注意事項が示されております。31以上が運動は原則中止、28以上31未満が嚴重警戒で、激しい運動は中止、25以上28未満が警戒で、積極的に休憩、21以上25未満が注意で、積極的に水分補給、21未満がほぼ安全で、適宜水分補給となっております。

熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も関係すると言われていたことから、まずは個々での対応が必要でございます。個々の対策として、暑さ指数を確認いただき、運動の中止、休憩、積極的な水分補給など、個々の適切な対応が必要になってまいります。

市といたしましては、個々において最大限の予防行動が実践できるように、広報紙や瑞穂市ホームページなどで日頃から定期的に働きかけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 詳細な御報告、ありがとうございます。

では、十分に気をつけているつもりでも熱中症になられる市民の方もお見えになられると思いますが、その人数についてお尋ねいたします。

自宅などでの軽度の症状の把握は困難だと思いますので、緊急搬送された人についてお尋ねし、その症状とか年齢別や時間帯、場所について把握できている範囲でお尋ねします。

また、世界保健機関が国際チームとともにイギリスの医学誌「ランセット」に発表したデータによりますと、2023年度に夏の暑さに関連して死亡した人の数は1990年代の2.6倍になったと報告をしています。

瑞穂市においても暑さに関連して死亡に至ったケースはあるのか、その場合の状況について、個人の情報の観点からお答えしていただける範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

瑞穂消防署にお聞きしたところ、緊急搬送された実績としては、昨年度のデータになりますが、令和6年度においては46件でありました。性別は、男性が38名、女性が8名です。

また、疾病程度については、入院を必要としない軽症者は21名、入院し重症に至らない中等症は22名、3週間以上入院の重症者が3名となっており、その3名全てが高齢者となっております。

年齢別の内訳といたしましては、7歳以上18歳未満の少年が2名、18歳以上65歳未満の成人が14名、65歳以上の高齢者が30名となっております。

症状は様々であり、頭痛、嘔吐、倦怠感、脱力感が多く、四肢のしびれやけいれん、意識障害などの症状なども確認されております。

発生場所としては、一番多いのは住居が19件、次いで屋外の道路や駐車場、あと夏祭りなどの屋外公衆施設が6件、あと教育機関においても2件発生しており、その他といたしましては屋内公衆施設、これは体育館となりますが、や農業、工場等の仕事場となっております。

なお、救急搬送時に死亡が確認された事案はございません。以上です。

〔8 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 3週間以上の重症患者はいるにしろ、死亡がかつてないということで、大変ありがたいことかと感じております。

では、公共施設に限らず民間の施設をクーリングシェルターとして活用する事例などが新聞の記事で見かけるようになりました。

一例を紹介させていただきますと、近隣の本巢市や大野町では郵便局と協定を結び、日頃から郵便局を開放し、営業時間内は住民の方が利用できるようにしています。

また、暑いまちとして今では全国的にも知られ、先週も最高気温が全国で1位になった日が

2日間続いた多治見市では、スーパーマーケット、医療機関関係、高校、公共交通機関とタイアップして啓発ポスターを作成し、クーリングシェルターの利用などを呼びかけています。

瑞穂市内には市民の方が気軽に利用できる民間のクーリングシェルターがあるのか、市として把握できているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） おはようございます。

若原議員の御質問にお答えします。

クーリングシェルターにつきましては、指定暑熱避難施設とも言われておりますが、極端な高温時において熱中症による重大な被害の発生を防止することを目的に、冷房施設を完備し、滞在することに必要かつ適切な空間を確保できるなどの条件を満たす市町村が指定した施設のことをいいまして、気候変動適応法の改正により令和6年4月1日から運用を開始されております。

なお、クーリングシェルターが開放されるタイミングは、先ほどの答弁の中でありました熱中症特別警戒アラートが発表されたときとされています。

瑞穂市におけるクーリングシェルターにつきましては、公共施設としては2つの市役所庁舎をはじめ、市民センターや巣南公民館、総合センター、コミュニティセンター、図書館など14施設を指定しております。

また、民間施設につきましては、先ほども他市の御紹介がありましたが、現在市内4か所の郵便局とマックスバリュ穂積店を瑞穂市では指定しております。

官民が連携し熱中症対策に取り組むことは非常に有効と考えておりますので、市のホームページへの掲載により協力をお願いしているところではありますが、今後はチラシ配付も含めた呼びかけにより民間のクーリングシェルターを増やしていきたいと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 郵便局は別にして、民間の施設ではやはり物を買うなどしないと利用を控える市民の方が多いのではないかと考えますが、気兼ねなく利用できるような場所とするため、市としての政策は何かお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 熱中症対策としましては涼しい環境への避難が大切とされており、クーリングシェルターはそのために指定された施設であります。

施設を管理されている方につきましても、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には施設の開放が義務づけられていることは了解されておりますので、気兼ねなく御利用いただければと思います。

しかし、議員がおっしゃるように、中には遠慮をし、利用を控える方もお見えになるかもしれません。また、クーリングシェルターとして指定した施設には指定されていることが分かる表示マークをお渡しし、掲示していただいておりますが、表示だけではなかなか気づかれない可能性もあります。このため、現在、クーリングシェルターののぼり旗を作成しております。

こののぼり旗によりクーリングシェルターであることをPRしていただくことにより、非常時は気軽に御利用していただけるのではないかと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

〔８番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 子供たちに対しては、110番の家の看板が各家にあります。そうしたのぼりをつけていただくことによってさらに分かりやすくなるということで、市民の方が安心して使っていただけるように引き続き努力をお願いしたいと思います。

では、次に子供たちの熱中症対策についてお尋ねいたします。

初めに、学校内において昨年度、熱中症と判断された子供の数についてと、その中で救急搬送された児童・生徒の数、その状況はどうであったのか。あわせて、その場所や時間帯もお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

熱中症は、大変重い健康被害を引き起こす可能性がある非常に危険な疾患であり、適切な予防と対処が求められるものです。特に、児童・生徒は身体の発達段階にあり、大人よりも体温調節機能が未熟であることから気温や湿度の高い環境下では熱中症になりやすい傾向があります。そこで、市内の学校においては、児童・生徒一人一人の安全確保を最優先課題として対応しているところでございます。

御質問にありました昨年度の事案ですが、学校管理下において熱中症に関わる対応があった児童・生徒は１名です。土曜日の午後、体育館での部活動中に体調不良を訴えた生徒について、念のために救急搬送したものでございます。軽度の熱中症の可能性があるとの診断で、生徒は病院で処置をされ、その日のうちに帰宅したと聞いております。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） １人ということで思ったより少ないというか、それだけ管理を常日頃していただいているということで、感謝を申し上げたいと思います。

次に、熱中症警戒アラートが発表された後の対策について、同じような質問の繰り返しになりますがお尋ねします。

熱中症警戒アラートが発表された場合の学校の対策、体育の授業の在り方、休み時間の運動方法などについてお尋ねいたします。

また、先ほども説明がございましたが、暑さ指数があります。学校内での暑さ指数の計測をどのようにしているのか、時間帯や一日の回数など、その結果に対する対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 熱中症警戒アラートが発表された場合は、運動は原則中止、外での活動も極力避けます。

また、熱中症警戒情報アラートの発表の有無に関わらず、実際に学校においては活動場所における熱中症の危険度、暑さ指数を計測して把握して適切な対応を行っております。

市内の学校においては、県教育委員会が作成しました熱中症対策ガイドラインにのっとり対応しております。例えば暑さ指数が31を超える場合は、始業式、終業式、全校集会などの教育活動については、原則内容の変更または中止を検討し、例えばオンライン等によって教室での実施に変更するなどの対応をしております。

また、体育・スポーツ活動については原則中止を検討し、体育の授業は活動場所及び内容の変更をすること、スポーツ活動においても休止、延期、内容の変更をするといったようなことを行っております。

暑さ指数の計測についてですが、各学校において定められておりまして、朝、休み時間、体育の授業、学校外に出る活動前などに実際に活動する場所で計測をしております。数値が高い場合には、放送等を使って児童・生徒に周知をします。その際、休み時間における外での活動を制限する場合があります。中学校においては、休日の部活動のときにも同様の対応をしております、活動前、活動中に2回以上は必ず計測をするようにしております。

また、学校ではふだんから活動場所の環境を整えるようにしております。例えば校舎内では、冷房設備の使用や適切な換気に努めたり、屋外の活動では、校舎等の日陰を利用して学習を進めたり、日陰を確保するためのテントやパラソルを設置したりしております。

それに加えて、児童・生徒には水筒持参を呼びかけ、小まめな水分補給ができるよう教師からも意識的に声かけを行っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 暑さ指数に関しては、思った以上に細かく対応していただいているということで、一つ安心させていただきました。ありがとうございます。

次に、同じく登下校時の暑さ対策についてになります。

私の自宅も中小学校より休憩場所として利用したいとの依頼がございましたが、現在の状況

としてこうした取組以外にどのような対策がなされているのか。

あわせて民間の施設、例えばスーパーマーケット、コンビニ、J A、郵便局での待合室を利用させていただくことができれば子供たちにとって憩いの場になると考えますが、市としての働きかけは可能なのか。先ほどの質問と重なりますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 登下校中の熱中症対策についてですが、水筒の持参、日傘の利用、首に冷たいタオルを巻くなど、体を冷却する製品などの使用、それから熱をため込まない服装の選択などを学校のほうから児童・生徒や保護者に啓発をしております。

また、学校では、下校前に必ず水分補給をすること、通学路上での水分補給を行う場所を確認するように児童・生徒に指導をしております。さらに、下校開始時には、児童・生徒の体調を目視や声かけを行いながら確認するようにしております。

万が一下校中に体調不良となった場合は、早めに日陰などで休憩をすることや、こども110番の家や公共施設への救助を要請するなどの対応策につきましても、児童・生徒に指導するよう教育委員会から学校に周知をしております。

登下校時でのスーパーやコンビニなどの民間施設の利用については、児童・生徒の安全確保のために有効な方策の一つと捉えておりますので、今後、関係各課と協議をしながら検討していく必要があるというふうな認識をしております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 小学生の生徒にしますと、2キロ以上で約1時間ぐらいかかるような子もいると思いますが、その点に対する配慮も、今後引き続き休憩所を増やすなどをお願いしたいと思います。

次に、体育館のエアコンについてになりますが、瑞穂市の体育館は昨年度、3つの中学校にエアコンが設置されており、卒業式のときには暖房用として活用され、その効果が大いに発揮されました。

今年度は牛牧小学校と南小学校の2校が予算計上され、残りの5つの設置予定についてお尋ねする予定でしたが、昨日の広瀬守克議員より同一の質問がなされ、予算や補助金があるのであれば令和8年度中に5校の設置を同時に行いたいとの意向の回答をいただきました。

時間をかけて作成していただいた原稿があるのであれば大変申し訳ないので、何か追加で答弁していただくことがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

議員が言われますとおり、3中学校につきましては令和6年度に整備を終え、暖かい中、卒

業式を執り行うことができ、参列された方からもよかったとお声をいただいております。

昨日の答弁と重なりますが、議員御質問の残り 5 校の体育館空調設備につきましては、昨今の温暖化による気温の上昇を考えると早急に整備する必要があると考えております。

今後、国等の補助金が活用されるのであれば、令和 8 年度に 5 校を一斉に整備したいと考えておりますが、財政状況を鑑みながら検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔 8 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○ 8 番（若原達夫君） できる限り予算のほうをつくっていただきまして、早期の実現をしていただきたいと思います。

私も少しデータを調べましたので少し述べさせていただきますが、文部科学省によると、昨年の 9 月の時点で公立の小・中学校での体育館の冷暖房の設置率は全国で 18.9% と決して高くありませんでした。

ちなみに、普通教室の話になりますが、全国の設置が 99.1%、岐阜県においては 99.9% が設置済みということで、この点についても私は安心しております。

では、次の問題に行きます。

子供たちの命に関わる問題として落雷対策についてお尋ねしたいと思います。

今年 4 月 10 日に奈良市内の学校に落雷があり、6 人の生徒が病院に搬送される事故は記憶に新しいですが、過去においても死亡につながる落雷事故が全国各地の小学校、中学校で起きています。

瑞穂市においては、過去において落雷による生徒への被害はないと記憶しておりますが、確認のためお尋ねいたします。

また、瑞穂市を含む地域に雷注意報が発令された場合の授業中や登下校時の児童・生徒の安全対策についてお尋ねいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校における落雷事故対策は、児童・生徒の安全を守るために非常に重要な課題です。また、落雷による事故は、特に屋外での活動中に発生することが多く、適切な対応を講じる必要があると考えています。

なお、瑞穂市において落雷による児童・生徒への被害については把握しておりません。

続いて、雷注意報が発令された場合の対応についてですが、教育委員会からは次の 5 点の内容を学校に周知しております。

1 つ目は、屋外の教育活動において事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更、中止等の適切な措置を講ずること。

2つ目です。雷注意報の発表状況等を気象庁ホームページで確認するなど、児童・生徒の安全を確保するための適切な対応を徹底すること。

3つ目、雷鳴が聞こえるときは落雷を受ける危険性があるため、すぐにでも安全な場所、建物内や自動車、バス、列車内、そういったところに避難をすること。

4つ目、雨がやみ、晴れ間が出たからといってすぐに活動を再開しないこと。上空の積乱雲の状況や気象情報を基により安全に留意した対応を取ることです。

最後、5つ目です。万が一の対応として、AEDが常に使用できる状況にあるかを点検しておくこと。この内容につきましては、管理職等の研修会の際にも繰り返し確認を行い、適切な対応が行われるよう指導しているところでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 天気がよくても雷注意報が発令される場合があります。過去においても、学校側が雷注意報が発令されていることに気づかない状況下で事故が発生したこともあったと記憶しております。

瑞穂市の場合は、その雷注意報の情報は教育委員会から各学校に伝達されるのか、もしくは各学校の情報の取得状況によって異なるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 児童・生徒の安全を守るためには、学校として雷注意報の発表の有無に関わらず、周囲の雲の状況を意識するなどして落雷の危険性を認識し、事前に適切な情報を気象庁のホームページなどから取得することが重要だと思います。

また、教育委員会としては、天候を把握するための参考となるホームページ等について学校へ周知するとともに、教育委員会自身でも情報を収集するように努めております。

教育委員会では、落雷の危険性に関わる情報を取得した場合や学校から情報提供があった場合には、市内の学校と情報を共有し、対応漏れによる被害がないように努めております。

また、急な対応が必要になった場合には、情報を連絡するツールを活用して、保護者や地域への情報提供や対応依頼を一斉に行い、全ての児童・生徒の安全を守ることができるように配慮しております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 御説明ありがとうございます。

今後、地球沸騰化により予期せぬ落雷が発生する可能性が高まっていると思います。

地震対策としては避難訓練が実施されていると思いますが、落雷対策などでも本格的な安全対策教室が必要であると考えます。その内容も、教室内で行うのではなく、屋外での実践的な

安全教室が必要であると考えますが、現在、このような落雷に対する安全指導は行っているのか、行っていないのであればぜひともこういった安全教室を開いていただきたいと思います。市のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 落雷事故を防ぐために、学校においては天候が急変したとき、あるいは雷鳴が聞こえたとき、厚い黒雲が空に広がってきたときなどには落雷を受ける危険性があるため、体育の授業や部活動など、屋外での教育活動を速やかに中止し、すぐにでも安全な場所に避難することを指導しています。

また、学校においては火事や地震、不審者対応などの様々な状況を想定した避難訓練、今では学校では命を守る訓練と呼んでおりますが、そういった訓練は年間3回程度実施しております。御意見をいただきました落雷事故を想定した訓練につきましては、これまで実施している命を守る訓練の機会を活用するなどしてできないか、学校とも協議しながら実施について検討をしてみたいと思います。

最近では、急に気象状況が変化するなど、これまでの想定を超えることが起きることも考えられます。例えば大雨警報などにより、保護者の方に学校に来ていただき、お子さんを引き渡すことになることも考えられます。市内の幼稚園や小学校では、そのような事態を想定し毎年、これは引渡し訓練と呼んでおりますが、そういった訓練を実施しているところでございます。

これからも、気象情報や気象災害に関する最新の情報を入手するなどして、児童・生徒の大切な命を守るため、引き続き努力をしてみたいと思います。以上です。

〔8 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 落雷に関しましては、本当は子供たちに限らず私たちに対して命に直結する問題でございますので、今後とも御指導をよろしくお願いしたいと思います。

暑さ対策の最後になりますが、6月1日より企業の熱中症対策の義務化が施行されました。

内容は、暑さ指数が28以上か気温31度の環境下で、連続1時間以上か1日4時間を超える労働に対して義務化する内容になりますが、瑞穂市内においてこの対象者となる職員がいるのか、お尋ねいたします。また、その場合の対策についてもよろしくお願いしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

若原議員の御質問にお答えをいたします。

対象となる職員でございますが、都市整備部、環境経済部、上下水道部などの職員が現場での業務等を行う場合や、保育所、幼稚園、給食センターなどでもその対象者になる可能性はありと考えております。

ふだんからそれぞれの部署で熱中症対策を心がけていますが、今回の義務化を受け、市の対策として、部長会議におきまして法令の趣旨、概要及び熱中症対策フロー、連絡体制などを周知するとともに、庁内のネットワークを通じて全職員に職場における熱中症対策の徹底を周知いたしました。

現場作業では職員は水分補給などの予防対策を意識していますが、屋内のほうがかえって油断をして水分補給をせず熱中症にかかる場合もありますので、今後も熱中症対策の啓発に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 今日び、建設会社の人たちを見ると、ファンつきのベストですか、よく着てみえます。また、まちを歩いていても一般の人でもそういったものを着て歩いているというような姿を見かけるようになりましたが、もし予算が許すならばそういったものを支給していただくことも一つ大切かなと思いますので、今後検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、２つ目の問題に移ります。

坂野都市整備部長にお尋ねしたいと思いますが、瑞穂市と岐阜県の人事交流として瑞穂市に来ていただきまして２か月が過ぎました。瑞穂市のまちを見ていただいた感想はいかがでしょう。

丹羽前副市長の就任時にも私は一般質問で所信表明をお尋ねしましたが、坂野都市整備部長にも簡単に所信表明をお願ひしたいと思います。

瑞穂市は、穂積駅などを中心としたポテンシャルの高いまちであると私は考えておりますが、坂野部長が感じる現在の瑞穂市の優れた点や魅力、先進的な点について、また逆に今の瑞穂市にここが足りないと思われる点について、今までの業務上の経験も踏まえ、個人的な感想で十分だと思いますが、お尋ねしたいと思います。

また、近未来の瑞穂市を見据えた場合、特に今後力を入れなくてはならない政策は何であるとお考えなのかお尋ねいたします。

特に、任期中の今年は、第３次総合計画マスタープランの完成年度になる予定です。その一翼を担う都市整備部長としての活躍を期待しております。部長職としてのお立場がありますので自由な発言には限度があるとは思いますが、職務上の差し支えない範囲でお答えをお願ひしたいと思います。

なお、昨日の若園五朗議員より坂野都市整備部長の職務についての質問がありました。回答が一部重複することがあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） おはようございます。

昨日の若園議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、瑞穂市は、平成22年から令和2年の約10年間で、市街化区域内の人口、人口密度とも11%も増加しております。増加の要因は、若い世代が結婚を機に職住近接と子育ての生活利便性で瑞穂市が選択されていることと考えられます。

一昔前は、住む場所といえば閑静で落ち着いた住宅街が人気で、のんびりできるかどうかというのが大切にされてきたと思います。それが、最近では遠出をしなくても家の周辺で買物ができ、遊ぶ場所があるということが重視され、居住環境に求めるものが変わってきていると感じます。

いつまでも住み続けたいまち、住みたいまちを目指すため、まちが発展していくという期待感が感じられるまちづくりを目指したいと考えております。以上です。

〔8 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 今後、まだ任期は十分ございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問になります。市長にお尋ねいたします。

森市長は、市長に就任されてから1期目が終わり、2期目も2年が過ぎ、折返し地点になりました。

私は、4年前の1期目の折返し地点のときに、1期目の折返し地点での評価について一般質問させていただきました。そして、1期目が終わる時点でも、他の議員からの質問に対し4年間に総括されました。

私の1期目の折返し地点での質問に対し、市長は、健幸都市みずほの実現のため、41事業のマニフェストについて達成できたもの、進行中であるものなど、細かく説明をしていただきました。そして、2期目のときには新たなマニフェストとして41セカンドステージとして発表され、その実現のために努力されてきたことだと考えております。

昨日も、議員の質問に対する答弁として市長の41項目のマニフェストの実績や思いについて多く語っていただきました。今回、この2期目の折返し地点での1期目4年間プラス2期目2年間の合計6年間の実績はどうであったのかお尋ねしたいと思ひます。併せて、残り2年間の重点政策は何であるとお考えなのかお尋ねしたいと思ひます。

特に、今年は第3次総合計画マスタープランの完成年度になる予定です。総合庁舎、新庁舎の場所も決定しなければならない任期になると思ひます。

前にも期待を述べて発言させていただきましたが、瑞穂市の10年先、20年先、50年先の近未来の発展、人口が増え続ける瑞穂市の未来像は、森市長の手腕にかかっていると言っても過言ではございません。御自由な発言内容で市長の思いを市民の方、議員の皆さんに語っていただ

きたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

若原達夫議員の２期目のマニフェスト41についての御質問にお答えをさせていただきます。

若原議員もお気づきだと思いますが、昨日の一般質問でもあえて私のマニフェスト41の中に入っておりますということをお答えさせていただきました。その中にありました市民野球場、サッカー場、防災の観点からの備蓄、環境都市みずほ、予防接種、放課後子ども教室、特産品の開発、新たな財源の確保、企業誘致については昨日もお話をしておりますので、除かせていただきたいということを思います。

さらに、順調に進んでいる事業、例えば健康な歯9020、高齢者の保健、介護もeスポーツも今年度は導入、瑞穂大学の講義の充実も、私は瑞穂市民大学へということで拡大をしていきたいということも思っております。

高齢者のタクシー助成事業も今年度から大幅に拡充し、学校給食への助成事業も物価高騰分なども助成をしております。公私連携保育事業、空き家対策も今年度から補助制度を設け、ローカル10000プロジェクトについても、市で要綱を定めて進めているところでございます。

公共下水道事業の推進や健康ポイントについても加えて、エコ・アクション・ポイントなども導入でき、サンコーパレットパークも指定管理を現在進めております。

通学路、歩道の整備も、歩道橋の整備も今年度中には完成をいたします。今年度から開始しております中・西地区への住宅支援50万円の支援も既に3件の申請があり、5件の問合せをいただいております。行政報告も、次回は8月か9月には考えております。

項目を絞って重点的にこれからはお答えをさせていただきたいということを思っております。

ウォーキングのまち瑞穂は、清流長良川100kmウォーク、30kmウォークの開催を通じて、現在はそのウォーキングは行っておりませんが、瑞穂桜ウォークとしてJR穂積駅から中川沿いに一夜城を経由してさい川さくら公園までの往復10キロのコースを現在計画して、市民の皆さんや市外からも電車で来てもらうような、そんなウォーキングのイベントができないかということを考えております。

障害者の自立支援の推進では、障害者施設のふれあいホームみずほ、作業所の豊住園を今後どのようにしていくのかということで、グループホームなども視野に入れた一体的な計画を現在進めております。マニフェストにはあえて有効な土地利用と記載をしておりますが、現在の都市計画マスタープランに記載されていることが進んでいないことに、私はその責任の一部を感じております。

瑞穂市は、東西南北に国道21号、本巣縦貫道に入り口があるというふうに考えております。正面玄関である穂積駅は、南口より区画整理事業で進めております。北口についても、今年度、

駅の北口に向かう道路の整備や、来年度はロータリーの暫定整備を考えております。

西の入り口は言うまでもございませんが、横屋下吹地区企業誘致を進めております。企業からも誘致の打診が、企業の進出の打診があり、市街化調整区域から市街化区域への編入に向けて現在進めております。

瑞穂市の国道21号線6車線化が残っております下牛牧交差点から揖斐川の区間においても期成同盟会を立ち上げていただき、大垣市、さらには垂井町、関ヶ原町と共に、この国道21号線6車線化を進めていきたいということを考えておりますが、大垣市の和合インターの辺りの用地が取得できていないということから、大垣の河間交差点から大垣西インターが先に6車線化になるのではないかとことを思っております、そうではなくて東の瑞穂市からというようなことも伺っております。

東の入り口は穂積大橋の西、穂積の関東エリアは、都市計画マスタープランでは天王川スポーツ広場となっておりますが、これは防災の拠点というように位置づけて進めていきたいということを思います。一向にそれが進んでいないのではないかとと思われるかもしれませんが、県の予算で、この穂積の関東地区が盛土されたときには下を通っている自転車道を上に上げなければならないということで、その設計についても予算計上がされていますということは、近い将来にはこの関東地区の防災の拠点も進んでいくということで、昨年丹羽副市長が動いてくれた成果でもあるということを思っております。

南の入り口はさい川さくら公園、今年はみずほ秋花火大会も若い企業主の方々に企画をしていただいておりますが、犀川グリーンインフラを進めていきたいということを思っています。縦貫道からさくら公園が見えるように樹木の伐採も行いながら、さらに祖父江地内の本巣縦貫道も現在のマスタープランでは沿道複合地というような記載となっておりますが、その先である地区計画の策定のほうへ進めていきたいということを思っております。

朝日大学の南については、マスタープランでは産官学の学術の集積となっておりますが、これはやはり朝日大学の敷地の拡大ということで、なかなか南へ拡大していただけません、用地の取りまとめということで2年越しに大学と協議をしたところ、私のほうに依頼を受けましたので、この用地はとても難しいところがありましたが、一番よい形でこの地権者の皆さんの同意をいただいて、この秋の刈取り以降には道路1本分、南にグラウンドが拡張するというような、そんな今進捗状況にもなっております。

北の入り口といえば、馬場の交差点になります。馬場の交差点は地下道の出口を改修して車線を1つ増やすような、そんな要望を行い、県のほうで勉強会が終了し計画段階に進んでいるような、そんなお話も伺っております。

さらに、プラス1の入り口というのは岐阜・巣南・大野線の先のルートということで現在3つほどのルートの検討もされているようで、こちらについても進んでいくということで、この

ルートが決定する前に瑞穂市ではその先のルートが決まるということで、どのようなまちづくりをしていかなければならないということを考えていかなければならないということも思っております。

企業誘致については、特に産科の誘致ということで、県の医師会長さんにもお会いをいたしました、とても難しい、そんな状況となっております。

市街地の電柱の地中化については、国道21号線の穂積大橋を降りてから中原交差点までが、地中化の事業が現在進んでおります。

まだまだ全く先が見えないのは、美江寺・西結線のＪＲガード下になります。これがなかなか要望しても大きな金額がかかるということや、ＪＲとの協議も必要になると思うのでなかなか進んではいけないということが思いますので、引き続き要望していきたいということを思っております。

私は、自分の掲げましたマニフェストというのは議会で報告するという事は控えております。

今年度の予算概要でもマニフェストの表示をしなくなった、させていただかなくなりましたが、私のマニフェストの達成状況というのは、私の政治活動の資料として市民の皆さんに年内をめどに作成をしたいということを考えております。

最後に、私はこれでいいと思ったらこのまちは発展しないということを肝に銘じておりますので、判断はより多くの情報を基に判断する、決断は自分の責任と覚悟を持って決断をする。瑞穂市がさらに発展できるようにこれからも努めてまいりますし、すぐにできないことはその道筋をつけていきたいということを思っておりますので、まだまだお答えしたいことはたくさんあると思いますが、以上で若原議員からのマニフェスト41についてのお答えとさせていただきます。

〔８番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 思った以上に細かな情報をいただいたと今感じております。

筆記が間に合わないぐらい多くありましたので、また改めてユーチューブ等で確認させていただきたいと思います。

今から３期目の話をしても仕方ないんですけども、やはり長い目で見ていただいたまちづくりを進めていただきたいと思っておりますので、引き続き市長の手腕のほうをよろしく願いし、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） ８番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前９時54分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

3 番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

先月、市内の小学校や中学校の運動会を見学させていただきました。

子供たちが元気いっぱいに取り組む姿に加え、それを支える教職員の方々や保護者の皆様、地域の方々の姿も印象的でした。そうした姿から、安心して成長していける環境が地域全体で支えられているのだと感じました。

また、朝に子供たちと一緒に登校する中で、通学路の危険な段差や大きな蜂が飛び回っていたこと、不審な撮影行為など、気になる点が幾つかありました。その都度、市にお伝えしたところ、現地確認や補修、注意喚起など、迅速に対応していただく場面がありました。この場をお借りして、関係部署の皆様に感謝申し上げます。

さて、本日は以下の3点について質問をいたします。

1つ目は、地域の声を踏まえた公園環境の改善について。2つ目は、土曜保育の終日化に向けた課題と可能性について。3つ目は、育休退園制度の現状と見直しの検討について。いずれも市民の皆様からいただいた声を基に市の御見解を伺いたいと思います。

それでは、質問席にて進めさせていただきます。

まず最初に、地域の声を踏まえた公園環境の改善について、瑞穂市内の公園についてお伺いします。

まず5月9日の朝、柳一色公園について、市民の方から連絡がありました。内容は、ごみだらけで、つい子供が触ろうとしたり、置き忘れのお砂場セットが壊されていたり、切り株が削れている状況、さらに送られてきた写真にはベンチに多くのカップラーメンやペットボトルなどが散乱しており、非常に荒れた状態が写っておりました。

その日のうちに私も現地を確認し、市の担当部署に連絡したところ、すぐに対応していただきました。この迅速な対応には感謝申し上げます。

ただし、その後も同様の状況が見受けられ、市民の方からは繰り返し声が届いております。実際に子供を遊ばせていた保護者の方からは、ここはいつもごみが多い、近くの豊かな緑どんぐり公園は駐車場に関係ない車がよく止まっているといった声も直接伺いました。

加えて、野口公園についてはふだんからたばこの吸い殻がとて多く、子供を遊ばせるのにちゅうちょするとの声もあり、近隣の複数の公園で同様の傾向があることが見えてきました。

そこで質問です。

このような衛生面での課題が複数の公園で共通して発生している中で、市としてこれらの実態をどのように把握されているのか、そして今後の管理体制や対応方針について伺いたします。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。

瑞穂市内の公園ではごみを持ち帰っていただくことを原則としていますが、非常に残念なことですが、公園内のごみのポイ捨ては多く見受けられています。

市では、公園の清掃管理について、公園内の除草や樹木の剪定、トイレ清掃、砂場の清掃、消毒、落ち葉清掃等の業務を外部委託しており、それらの作業時に公園内の状況の確認を委託業者に行っているところですが。

また、公園利用者等から市へごみの散乱等に関する通報があった場合には、担当職員が現地を確認し、ごみの片づけなど必要な対応を行っております。

ごみのポイ捨ては景観を損ねるだけではなく、事故や火災の原因となる可能性もありますので、委託業者による週1回のトイレ清掃のときには見守りを行っていただいております。

今後も、職員による公園施設の見回りや、看板設置等の啓発によりマナー向上に努めるとともに、他の自治体等の対策や効果の情報を収集するなど、ごみのポイ捨て対策の研究を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 別の市民の方からは、こういった声も届いております。

数少ない砂場があるので私も子供を連れて行きますが、柳一色公園はごみが多いですね。子供が吸い殻を拾って口に入れそうになったので、それ以来ごみ袋を持参して拾いながら遊んでいますといった切実な声も届いております。

小さな子供を連れのお母さんが安心して遊ばせるどころか、周囲のごみを拾いながら過ごさなければならない、子供が吸い殻を拾って口に入れそう、そんな環境は本来あってはならないと思っております。

こうした声を踏まえ、より実効性のある対応をお願いしたいと思います。

次に、無断駐車の問題についてです。

柳一色公園に加えて、豊かな緑どんぐり公園や野口公園でも、公園に誰もいないのに駐車場だけが埋まっているという状況が日常的に発生しており、私自身も現地で確認しました。

豊かな緑どんぐり公園を訪れた際、現場でたまたま清掃作業をされていた方々にお話を聞くことができました。清掃作業中の方々からは、あの車はいつも止まっている、柳一色公園は確

かにごみが多いといった声もいただき、こうした課題は地域内でも広く認識されていることが分かりました。

無関係の車が長時間駐車されていることへの疑問の声や、これでは公園の役割が失われてしまうのではないかといった意見も寄せられており、現状への不満が強まっております。

そこで質問です。

こうした無断駐車の課題に対し、市として今後どのような対応や改善策を検討されているのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。

公園の駐車場は公園を利用する人のために設けられたものであり、原則としてそれ以外の目的で使用することはできません。しかしながら、市内の一部の公園では、公園利用者以外の人による目的外利用が散見されております。

そのため、市では公園駐車場を適正に利用してもらうための看板設置による啓発や職員による見回り等を実施しているほか、目的外駐車の自動車を確認したときには文書による注意なども実施をしております。

今後もこれらの取組を継続的に実施していくとともに、見回り方法の検討や他の自治体の対策事例等を確認しながら、公園駐車場の適正な利用が図られるような対策に取り組んでまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

現場での具体的な対応をしていただいていることに感謝を申し上げます。

また、これらの公園には防犯カメラが設置されていますが、ポイ捨てや無断駐車といった行為が繰り返されている状況に対し、防犯カメラが設置されていても効果が見えにくいという指摘もあります。運用の実効性に対する市民の不安が広がっております。

そこで質問です。

防犯カメラの設置目的とその運用体制、通報があった場合の映像確認やその後の対応について市としてどのように実施されているのか、また実際に現場で効果を発揮しているとお考えかお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。

瑞穂市における防犯カメラの設置等につきましては、瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例や瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例施行規則に定められていま

す。

都市公園に設置されている防犯カメラは、この条例に基づき、犯罪の予防や抑止、その他公益上の必要を目的として設置をしております。管理責任者等の配置や画像データの取扱いなどにつきましても、条例及び規則に基づき適正に運用を行っているところでございます。

また、捜査機関への通報や捜査機関からの犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合などには、規定に基づきまして画像データを提供しており、その際には、防犯カメラ内に保存されている画像データを必要に応じてデータ出力する方法で提供を行っております。

都市公園や市内に設置されている防犯カメラにつきましては、犯罪抑止や万が一の事件・事故の際には警察にも情報提供し、証拠となる記録映像が事件解決に貢献するなど、一定の効果を発揮していると考えております。以上です。

〔３番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） 分かりました。

そもそもなんですが、あのカメラというのはちゃんと動いていますか。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。

防犯カメラにつきましては、機器本体に動作確認用のＬＥＤが設置されています。そのＬＥＤが緑色に点灯しているときは正常に作動しているということが確認できます。

それからもう一点、機器が動作不良を起こした場合ですとか録画に異常が発生している場合というときには、都市管理課のほうへ異常ですよというメールが届くようになっております。そのメールを確認した際には、現地のほうへ職員が出向きまして対応しているというところでございます。以上です。

〔３番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） 分かりました。安心しました。

土・日も、私は実際に今回取り上げた３つの公園を行って確認してまいりました。

柳一色公園についてはたばこの吸い殻やごみが目立ち、豊かな緑どんぐり公園や野口公園では、公園内に誰もいないにもかかわらず、駐車場には複数台の車が止まっている状況を確認しました。もちろん簡単に解決できる問題ではないと思いますが、だからこそ市としても今後継続的に対応していただけることを願っております。

次の質問に移ります。

続きまして、土曜保育の終日化に向けた課題と可能性についてお聞きします。

瑞穂市の公立保育所においては、現在、土曜保育は午前中のみの実施にとどまっております。

一方で、同じ市内の学童保育では、牛牧小学校区にて土曜も終日受入れが行われております。

これを踏まえ、以下の点をお聞きします。

市は、令和6年9月議会において、こちらは横田議員からの一般質問に対する答弁になりますが、利用児童数は多くはなく、日によっては利用する児童のいない保育所もあるとの答弁をされました。そこでは終日の受入れには食事の提供などの課題があるため、引き続き検討していくとされていますが、その後どのような検討がなされたのかお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

土曜日の食事提供につきましては、現在、土曜日保育を終日実施している保育所等に提供方法はどのようにしているかを確認し、どのような選択肢があるかの調査をいたしております。その中で、山県市はパン等の簡易食を提供する方法、また大垣市や神戸町、大野町では子供が弁当を持参し実施されていることが分かりました。

自園で調理した給食を提供することが原則、ルールではありますが、他市では柔軟な対応をされておりますので、食事の提供方法を含め、土曜日の終日保育の実施方法について、法令上の条件等の確認や調査を行いました。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 市民の方からは、次のような声が届いております。

土曜日の午後に保育がないことで、そもそも利用したくてもできずに諦めている家庭があるのではないか、利用者数が少なく見えるのはそのような提供体制の問題ではないか。

また、夫婦ともにサービス業に従事されている御家庭があります。その方は、土曜日に一日保育をしているのは私立の清流みずほこども園だけだったため、選ぶ余地なくそこに入園を決めたと話されておりました。そして、もし公立にも一日保育があればそちらを選びたかったとも語っておられました。

こうした声を踏まえると、現在の利用者数が少ないという事実だけで終日化を見送るのではなく、提供体制によってニーズが潜在化している可能性にも目を向ける必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

市として、こうした潜在的なニーズを把握するための分析や調査を行う考えはないでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

土曜保育についてのニーズを調査する必要があると考えております。現在の午前中のみの実

施では、平日同様に午後仕事のある方につきましては利用ができていないということも考えられます。

保護者の多様な働き方がありますので、土曜保育の実施方法等によってそのニーズは大きく変わることが予想されるため、土曜日の終日保育の実施可能な実施方法について検討を進める中でニーズ調査を実施していきたいと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） なお、私立園での土曜保育の利用状況を見てみますと、例えば清流みずほこども園では登録者 8 名のうち、実際に五、六名が利用、多い年には10名から15名ほど利用されているということです。ほづみの森こども園では、登録10名中、約 5 名が利用。はなみずきこども園では、登録20名中、約14名が利用されています。これらの実態からも、一定のニーズはあると思われます。

近隣の状況について、市民の方からこのような声が寄せられています。

北方町は、瑞穂市と同じく土曜保育は午前中のみの実施と聞いていますが、岐阜市や大垣市、本巣市では土曜も一日保育が行われているようです。本巣市では、複数の園に集約して実施していると聞きました。瑞穂市でもこうした近隣の取組についてヒアリングや見学などをされているのでしょうか。

こうした声も踏まえましてお伺いします。

本市においては、近隣自治体の土曜保育の状況をどのように把握されているのか、また参考となる事例の情報収集や視察などの取組があればその内容についてもお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

岐阜地域及び近隣市町の公立保育所での土曜保育実施について、現状を確認しましたところ、岐阜市、大垣市、各務原市、本巣市、山県市、安八町、神戸町、大野町の 8 つの市町で土曜保育を終日実施しておりました。

そのうち岐阜市では、公立保育所11園のうち、土曜日18時までが 5 園、13時30分までが 6 園の施設によって閉所時間を分けております。これは、終日開所には保育士数が 2 倍必要になるため、人材不足と人件費に関して工夫をされながら終日保育を行っている例であると思っております。

また、本巣市では、公立 8 園のうち 4 園で土曜日の終日保育を実施していますが、共同保育という方法で近隣の土曜保育を実施していない園のお子さんを受け入れております。

山県市でも、公立 5 園のうち 1 園で土曜日終日保育を実施し、本巣市同様に共同保育とし、他の園のお子さんを受け入れておる状況でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 分かりました。

食事の提供について、市は、土曜保育を終日実施する場合は全て保育所で調理して提供しなければならないとの見解を示しています。

確かに児童福祉施設の運営基準上、一定の条件が求められているのは承知しております。しかし、市民の方からは次のような声も届いております。平日は未満児さんの給食を作っているのだから、調理設備はあるはず。むしろ、なぜ土曜日だけできないのか一般市民には理解しづらい。

このような声も踏まえ、本市においては、土曜保育の終日実施に向けて現状の調理体制で対応可能な方法の検討や、外部委託、弁当持参、簡易食などの柔軟な対応について、他市の状況も参考にしながらどのように検討を進めているのかお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

食事提供につきましては、未満児保育を実施している公立保育所7園中6園は調理室がありますが、調理員は土曜日の勤務が現在ありませんので、土曜日勤務ができる調理員の確保が必要となり、現状では自園調理で食事を提供する体制が整っておりません。

また、お預かりするお子さんの中にはアレルギーのあるお子さんもあることから、食事の提供には万全の職員体制が必須であり、保育士の確保にも課題があります。

他市の実施方法を確認した結果といたしまして、パン等の簡易食や弁当持参で終日保育を実施されている状況があるので、食事の提供方法については当市においても柔軟な対応にて実施できないか、問題点などの調査・検討を進めていきたいと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） さらに、市は、集約すると子供が落ち着かない、保育士が特性を把握し切れないことも課題として上げています。

しかし、市民からは以下のような意見も寄せられています。子供は小さくても、何度か通えば今日はいつものところではなくて、こっちの保育園と理解していくと思います。年少以上になれば、保育者や保育園が替わってもあまり関係なく遊べると思います。土曜保育に来る子はほぼ決まっていますので、特性など伝えるべき情報があれば紙面などで情報共有できることかと思えます。

また、保育士の研修会がある日には、午前中のみ別府保育所と南保育所に集約して保育を行っていることもあると伺っております。既にこうした形での集約的な運営が行われているので

あれば、土曜保育の終日化に向けても同様の体制で試行的に実施することは可能ではないかと考えます。

このように、工夫や既存の仕組みを活用する余地がある中で、本市としてはやれないではなく、やるにはどうすればよいかという前向きな姿勢で終日化に向けた検討を進めていくべきではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

昨年度から検討がされており、4月以降も引き続き検討を進めてきた結果、保護者の就労状況も多様であり、そのニーズにできる限りお応えしていく必要があると考えております。

しかしながら、公立保育所全園での実施や食事の自園調理は、現段階では職員体制が整わず難しい状況ですが、他市で実施しているような共同保育や弁当持参という方法で行うということであれば、当市においても実現することができるのではないかと考えております。

お子さんや保護者の方には十分満足していただける方法ではないかもしれませんが、まずはできることから実現させていけるよう、令和8年4月より実施できるよう調整しているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 令和8年度4月からやっていただけるということで間違いないでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在、先ほどもお話ししたとおり、令和8年4月より実施できるよう、実施いたしますということで調整しておりますのでよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。多くの保護者が喜ぶと思います。

特に、土曜日も働かなくてはならない家庭にとっては大変明るいニュースかと思いますし、子育て世代にとって大きな支えになるかと思います。

このような英断をしていただいた市長をはじめ、執行部の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

育休退園制度の現状と見直しの検討についてお聞きします。

初めに、市民の方から次のような声が届きました。瑞穂市も特に1歳児は入りづらいと聞い

ていますが、育休退園は子供への負担が大きいし、保護者が安心して仕事と子育てを両立するにはやっぱりないほうがいいと思うんです。これは私に最初に届いた御意見であり、率直で切実な声だと受け止めております。

この御意見にもあるように、育休退園制度とは、保護者が下の子の出産や育児のために育児休業を取得した場合、上の子が保育所を退園しなければならないという制度です。

瑞穂市では、3歳未満児の待機児童が発生していることや、就労などによる保育所利用を優先すべきであるとの考えから、この制度を継続されてきました。

しかし、市民の方からはほかにも次のような声が届いています。育休明けの人に限れば、1歳半から最長で2歳まで育休を延長できる。仮に下の子が保育園に入れなくても家庭で育てることは可能なのに、既に保育園に通っている上の子が退園させられるのは不合理ではないかといった内容です。

そこで質問です。

既に慣れ親しんだ保育環境を離れ、家庭で上の子と下の子を同時に育てることになる状況は、子供にも保護者にも大きな負担となります。この点を踏まえ、市として現行制度の合理性をどのように捉えているか、お考えをお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

議員の言われますとおり、育児休業制度では1歳半から2歳まで育休を延長することが可能ですので、もしその方が入所できなかった場合には育休延長をされる可能性が高いと思います。

しかしながら、瑞穂市の現状として、潜在待機児童がある状況ではそもそも受皿が足りていないので、復帰予定だが育休延長も可能な方と、これから確実に育休に入る方のどちらが保育所入所について優先であるかを考え、より必要な方を優先するという判断をするしかございません。

不合理という御意見も十分理解できますが、現状ではそう判断し、できる限りの緩和を状況を見極めながらしていく方法しかないと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次に、在園継続の条件について伺います。

瑞穂市では、令和5年1月から2歳児に限って条件つきで在園継続が認められ、同年9月にはその条件がさらに緩和されました。しかし、この運用には年齢制限があり、兄弟姉妹の年齢差によっては2人目、3人目の出産時に退園せざるを得ない場合があります。

その点に関しても、市民の方からは次のような声が届いています。2歳児は少しずつ条件が

緩和されてきていますが、それだとその年齢差でなければ2人目、3人目ができても退園させられてしまいます。兄弟姉妹の年齢差によって制度の運用が左右される現状に、不安や不公平感を抱いている保護者が少なくありません。

そこで質問です。

このような一部の年齢層に限定した在園継続の制度運用の妥当性や、年齢によらず継続利用を認める方向への制度見直しの可能性について、市としてどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

市としまして、継続利用を認める方向への制度を見直したいと考えております。しかしながら、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、当市では3歳未満児の入所申込数が非常に多く、育休継続利用を認める件数がそのままイコール入所できない件数になってしまう状態でございます。

これまでも、両ニーズのバランスを見ながら部分的に緩和を進めてきたところでございます。入所申込数が年齢によって大きくばらつきがあるため、現状では年齢によって差が出てしまっていることは事実であり、市民の方には御不便をおかけし、複雑な利用調整が原因で混乱を与えてしまっていることは大変申し訳なく感じております。

直近での全面的な緩和見直しは難しいですが、今後も両ニーズのバランスを見ながら緩和を拡大し、そもそもの問題である未満児の受入れ枠の拡大に努力していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 一方、岐阜市、北方町、本巣市では、育休中でも上の子が継続して在園できる制度が導入されており、制度の違いが地域間の不公平感につながっているとの指摘もあります。

また、本巣市と同様に下の子が1歳になるまでは在園継続を認めるとする自治体もあり、保護者が次の子を何歳差で産めば退園にならないかと逆算せずに、安心して出産育児の計画を立てられる制度設計がなされています。

さらに、人口規模は違いますが、西宮市や世田谷区のように待機児童がいる状況であっても保護者の声を受けて在園継続を認める制度を導入している自治体もあります。このような事例は、待機児童がいるから仕方がないという理由だけで育休退園を正当化するのは妥当ではないということを示していると考えます。

そこで質問です。

こうした柔軟な他自治体の取組を瑞穂市としてどのように把握し、今後の制度見直しに向けてどのように検討しているかをお尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現状として、毎月の利用調整の結果、育児休業取得による状況変更を原因として退所をお願いした方は、昨年度で延べ10名でした。下のお子さんの育児休暇中でも、保育所入所条件として入所可能である以上、継続入所を希望されるこの10名の方にも引き続き入所していただくことが本来であるものの、育児休業から復帰のために入所を希望される方も入所が必要なことは事実でございます。結果、どちらの状況の方も保育所に受け入れられるよう、この問題を解決するためには、3歳未満児の入所枠を今以上に増やすことしかないと考えております。

引き続き、できる限り緩和を進める対応を行い、御不便をおかけする方が一人でも減るよう努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

正直、私としては残念な気持ちではありますが、一方で土曜保育の終日化については令和8年4月から実施していただけたということで、全てに満足というわけではありませんが、それでも大変ありがたく思っております。

子育て世代にとって確実にプラスになる一歩だと感じておりますし、実施に向けて関係する皆様の御協力に感謝を申し上げます。どうか、引き続き柔軟な姿勢で子育て支援の充実に取り組んでいただければと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） こんにちは。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

私はずっと瑞穂市の財政のことを、大型公共事業を計画していますので、そのことを懸念しながらいろいろ質問させていただいてきています。

限られた財源の中で、本当に市の皆さんは知恵を使ってやっておられると思うんですけども、公共事業、ユーチューブで聞いておられる方も市民の方でいらっしゃると思いますので、

簡単に紹介させていただきますと、公共下水道事業第1期工事が今始まっています。この公共下水道事業は、本来は瑞穂市は終わっているべき事業だとは思いますが、公共事業そのものを、私は否定するものではないんですけれども、今、5割以上の家庭で合併浄化槽を使っている中で、今、公共事業をやるということで、この事業費なんですけれども、そもそも2018年に最初の公共下水道事業の計画のときに総事業費が322億円ということでした。

第1期事業ですね、今やっています第1期事業のそのときの事業費が約63億円と記載されています。それがこの第1期事業、今始まっています、この事業費は119億円に大きくなっています。そうすると、一番最初に公共下水道事業を計画したときから[※]5倍近くに事業費が上がっています。いろいろな要素で公共事業費が上がっているということは想定されますけれども、第1期事業について言うと、一番最初からすると[※]5倍も上がっちゃっているというところから、もしこの[※]5倍という数字がそのまま来ると、当初の2018年の計画で322億円という数字が一体どれぐらいになってしまうんだと。ということで、非常に何百億円という事業費がかかります。

もちろんこれは、国からの補助金は6割ぐらい来ると想定されています。けれども、結構な金額です。

そして、新庁舎の建設を計画しています。この金額は118億円とかですね。

そして、穂積駅の北と南、今、区画整理を始めています。これで幾らかかるのか、明確にこれは事業費としては想定できるものではないですけれども、北と南、合わせたら100億円は行ってしまうのではないかと想定されますけれども、これだけの公共事業をやろうとしている中で、皆さん、この4月9日にテレビ放送で、北海道の北見市、北見市は網走がありますね。知床半島のちょっと西にある網走に隣接する北見市が、市長が突然財政破綻宣言をしたとニュースが流れました。私はこれびっくりしました。

北見市といえば、カーリングで有名ですね。そのカーリングで有名な北見市が一体どうしたんだと。突然の市長の発表。そしてどうもその発表によると、市民の方もよく知らなかった、まさかそんなになっているとは知らなかったと。それで私はちょっと調べてみました。

よく私は参考にしていきます自治体が毎年出している決算カードというのがあります。ここから北見市は一体どうなっているんだというのをちょっと調べました。紹介させていただきます。

人口は瑞穂市の倍あります。そして面積は瑞穂市の50倍。この財政破綻に至った大きな1つの理由は、北見市は合併しました。2006年に3町と北見市1市で合併して、瑞穂市の50倍の面積の区域の北見市になったわけです。この合併によって、合併特例債が当然使えるということで、その合併特例債で公共事業を、合併特例債を生かしてたくさんやってしまったんですね。その結果、今、北見市の市債、地方債残高1,125億円、ちなみに瑞穂市は今109億円です。

北見市の下水道は95.5%完了してます。水道もちろん完了して、ほぼやるべきことはやってしまって、そんな中でテレビ放映では、新庁舎が118億円を2021年に建てたと。その少し前、
※後刻訂正発言あり

2015年には図書館も35億円を建てている。多分、実際にはかなり財政的に厳しい中で、新庁舎をよく建ててしまったなど。市民の方はその辺の財政、議会の方もどうなのかなという思いはちょっとしましたけれども、いずれにしても、北見市がそういう状況で財政破綻宣言を市長がしたということで、私はその財政破綻というのは決して起こらないものではないよということを改めてここで、瑞穂市も注意しないといけないなというふうに思いました。

限られた財源をどのように使うかということが一番大事なテーマと思います。

そういう点で、今日の質問は、瑞穂市の地方債、借入れがどのようになっているかというのを中心に質問を以下、質問席からさせていただきます。

という前提で、まず令和5年度の市債残高が、瑞穂市では、先ほど御紹介しましたように109億円です。この中で、今も残っている主な返済事業は何ですか。

また、その109億円は返済の金利を含んでいますか。含んでいなければ、金利というのは幾ら、金利相当分は幾らになるでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、鳥居議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度末におけます市債の残高は108億8,211万7,000円であり、その中で主なものは臨時財政対策債が72億428万3,000円となっております。その市債全体の残高の中には返済金利も含んでおります。その金利相当分は、令和5年度末で1億5,119万509円になります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

臨時債がかなりの割合で72億円、なかなか臨時財政対策債というものがどういうものか、市民の方は分かりにくいと思います。

交付税、国が地方交付税として瑞穂市に、いずれ交付税を出しますから、今ちょっと国もお金がないので後で返すよということで、取りあえず瑞穂市が立て替えて先に借金してねという市債だと思います。なかなか国もお金に余裕はないので、国債を発行しながら賄っているということで、臨時財政対策債、かなり膨らんでいます。

北見市も臨時財政対策債借りていますね。北見市、調べました。北見市198億円です。

分かりました。金利相当分を含んでいるということで、ほっとしました。

ちなみに、金利が今、過去のこの30年間、日本の金利は安かったです。1%ちょっとでしょうね、多分ね。今は金利が上がっています。参考までに、金利1%で100億円を30年借りると、30年間で116億円になります。要は金利が16億円。これ金利が上がっています。金利3%に上がると155億円になる。金利によって、その返す金額を物すごく大きくなるという、つまり借

りる金額が大きければ、今後金利が、以前よりも上がっている状況で、本当に借りるということに、税収が増えるという見込みがない中で、本当に慎重に考えないといけないと思います。

次に、ちょっと視点を、公共下水道のことで、地元の住民の方から公共下水道の進捗について問合せがあります。まずちょっと下水道についてお聞きしたいと思います。

本田団地内の下水道事業の進捗に関して、団地住民が今すべきことと、今後のスケジュールはどうなっていますか。また、その内容は周知はされているでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 初めに、工事のスケジュールを答弁いたします。

本田団地の公共下水道につきましては、令和8年度末の完成を目指し、水道管や下水道管の工事を進めております。

現在は、下水道管工事を行うために先行して発注しました本田団地内の水道管支障移転工事の仮設配管工事を今月から実施しております。団地住民の方々には、自治会を通じての回覧や、現地の工事看板などで工事のお知らせを行っており、順次水道の仮設配管工事を進めていきます。

下水道の本管工事につきましては、今年度10月ぐらいでの現地着工を目標に契約手続を進めております。

また、住民側の準備といたしまして、昨年6月に本田団地にお住まいの方々を対象に、公共汚水ます等位置確認申請に関する説明会を4回開催して、公共汚水ます等位置確認申請書の提出をしていただき、現在おおむねの提出は完了しております。

その後、今年の3月には、本田団地公共下水道準備委員会の会議に市役所の職員が同席させていただき、次に提出していただく書類である排水設備等確認申請書の作成に関し、助言させていただきました。この申請書は、令和9年度に市が行います取付管及び公共汚水ます設置工事までに提出していただくもので、令和8年度から提出することも可能であることをお伝えしております。

現在、団地住民の方には、本田団地公共下水道準備委員会から、排水設備等確認申請書の作成や提出に関して、団地コミュニティーの中で情報を発信していただいております。今年度の秋頃には団地委員会と市の共同主催による団地全住民を対象とした排水設備改造工事申請に関する説明会の開催を4回予定しております。

本田団地の公共下水道に関しましては、団地の公共下水道準備委員会を中心として、下水処理組合や自治会、市役所がお互いに連携しながら、情報共有や情報発信を行い、下水道事業を進めております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

情報を提供されているということは分かりまして、あと実際に住んでいる方が高齢者の方が家から出る回数が少ないということもあるのかも分かんないんですけども、回覧を見たりとか、掲示板を見たりということができていないのか、御本人がどうなっているか知らないという方の声も聞きますので、そういう方にどうしたらいいかというのは難しいところがありますけれども、私が知っている範囲ではそういう掲示がされているんで、案内がされているので見るようにとお伝えしておきますけれども。

突然工事が始まるとか、そういうことは多分事前に業者の方も説明に入と思うので、ないとは思いますが、一番懸念しているのは次のことですね。次の質問のことです。

本田団地の高齢住民の中で、生活排水を公共ますにつなげることの段取りの難しさ、つまり工事をやってもらう人の業者さんをどうやって、どこにしたらいいとか、そういうことを決める難しさだと思います。そういう段取りの難しさと費用負担、一体費用が幾らになるかということ等で、公共ますにつなげることが私できないわ、俺できないよという方がいらっしゃるんですね。このような方に対してどのような対応をされていくおつもりですか。

また、現在使用中の共同の污水管ですね。団地の方が使っておられる共同污水管廃止工事に伴う費用負担を心配されておられます。その費用負担について、住民の方の負担があるかどうか、あれば幾らになるかというのは市のほうは把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 本田団地の下水道本管と宅内配管との接続については、令和9年度に市が実施する取付管及び公共汚水ます設置工事で実施する予定をしております。

第5自治会については合併集中のため、この工事で下水道接続は完了します。今、御心配の工事内容については、第1自治会から第4自治会についてになりますが、市の接続工事以降にし尿以外の生活雑排水を公共汚水ますに接続する宅内の排水設備改造工事を各個人で行っていただくことになります。

排水設備改造工事を行うためには、下水道指定工事店の選定や費用の負担が必要になってくることから、高齢者世帯でこのことが理解できない場合もあるだろうと想定しています。そういった場合には、同居されていない御家族の方に、排水設備改造工事のお願いをしていこうと考えております。

理解はできるが、費用負担の問題で速やかに改造工事を行っていただけない場合もあるだろうと考えております。そういった方には、改造工事に対して市の財政支援制度があることや、改造工事を行わないと、これまでどおり台所やお風呂の汚れた水が道路側溝や水路に排出され続け、せっかく下水道が整備されても、団地内の生活環境や下流の水路の水質が改善されないことを根気よく説明し、接続の必要性をお願いし続けていこうと考えております。

次に、既設下水管を含めた集中合併浄化槽の撤去についてですが、現在の集中浄化槽の本管や処理槽については、団地の下水処理組合の所有及び管理となっております。そのため、不要となった構造物は、道路管理者やその土地所有者から、撤去または道路構造やその後の土地利用に影響しない措置を講じなければいけないと指導されていると、下水処理組合からは聞いております。

撤去などの工事は、団地の下水処理組合と建設会社が契約し実施することとなるため、市ではその費用は把握しておりません。ただ、撤去などの工事方法や業者選定については、下水処理組合から相談を受け、下水道課と一緒に考えております。

撤去などの工事費の確保については、団地の下水処理組合で組合員から計画的にお金を集め、積立てを行い、将来に備えていると伺っております。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 団地が今使っている汚水の排水管ですけれども、その処理方法について市も協議を受けて相談を受けているということでしたけれども、処理方法ですごく工事費が変わってくると思います。その中で、砂詰めというんですかね。撤去せずにそのまま砂を詰めて処理するという方法については、それは可能というふうに市としては捉えておりますか。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 既設の施設を撤去せずという御質問だと思いますけれども、下水道課のほうで伺っているのは、道路部分にある既設管については、道路構造に影響を及ぼすような部分については撤去して、埋設深が深いところはモルタルなどを詰めて、空洞ができないような対策をするようなことも可能であるというような指導を受けていると聞いております。

あと、処理槽についても同様に、上部の部分は撤去しなければならないが、下部の埋設深が深い部分については、砂やモルタルなどで埋めて対応するようなことも可能であるというような協議をしているということを聞いております。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） ということは、その既設の下水管の処理方法はまだ決まっていないということなんですね、組合としては。団地の組合としては、最終的にどういう工事にするかというのはまだ決まっていないということですね。

ということは、工事費も決まっていないという、そういう理解でよろしいですか、今。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 処理方法というか、撤去であったり、その残置の方法について

は、おおむね先ほど説明した方向で方針は進んでいるというふうに聞いておりまして、それに対する工事費の見積りについては徴収をしたりしていますが、現在の建設工事の価格上昇でその費用も変わってくるので、実際に契約するときじゃないと工事の費用については分からない状態だというような、建設会社と協議をしているということは伺っております。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 分かりました。

実際に業者さんに今の深さによって、撤去するかモルタル詰めにするかというところが変わってくるということで、実際に現地を調べながら工事をする方向で、おいおい工事費も決まってくるということですね。分かりました。

あと、当事者の方がなかなか、先ほど、段取りとかその辺が難しい場合には、家族の方に連絡して、その辺の対応をお願いするということで、そういうようなことをしながらせざるを得ないと思いますので、この辺は住民の方に、何といたらいいいんですかね。突然困ったわということがないようにやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、先ほどの財政の話で、新庁舎建設の事業についてですけれども、この新庁舎建設事業費は、瑞穂市の今後の財政状況に大きな影響があります。先ほど申したとおりです。

総事業費を幾らまで想定しているのですか。また、その市債の返済計画の概要はどのようになっているのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

総事業費というのはまだ出しておりませんが、通常、新庁舎建設には大きな事業費が要するというふうに考えております。

したがいまして、平成29年度から毎年、毎年度２億円の基金を積み立て、さらに令和６年度からは近年の物価高騰を考慮して１億円を積み増しし、３億円の基金の積立てを行っております。

事業費については、様々な要因により変動することが考えられますので、その時々で財政シミュレーション等を行い、財政状況をできる限りの確に把握しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 事業費を、場所も決まっていないというのは分かるんですけれども、ただこれだけの事業をやるときに、市としては、これまでだったらいいというもろもろの判断で、

そういうものは必要じゃないかと思うんですけども。先ほどの全体の、最後の質問になりますけれども、大型事業をやるときに、想定事業費というのをやっぱり抑えて、その中でやるという、多分お考えがあるかと思うんですけども、今までの過去の、過去1年間の中で、この新庁舎の総事業費の話はいろいろしてきました中で、先ほど私も紹介させていただいたように、新たに只越等でやる場合には、建物以外のもろもろの土地購入とか道路整備とか費用がかかりますので、それが119億円というふうになる可能性があるというふうな、今までの議会でのやり取りがありましたけれども、少なくとも事業費について、今の答弁では答えができないということなんです。はい。

それでいいかどうかという話は、それぞれ市民の方も考えていただけたらと思いますけれども。

では、最後のこの下水道と、あと財政のことでの最後の質問ですけれども、下水道の瑞穂処理区第1期事業の財政計画、これが今年度の3月、つまり来年の3月に見直したものが出るというふうにお聞きしております。

その財政計画は、下水道の第1期計画の財政計画は使用料収入と、そしてその使用料収入による運営状況も含めての財政計画という理解でよろしいですか。ということと、あと全体、その内容と、新庁舎の想定する市債発行と穂積駅圏域拠点整備事業による想定する市債発行を加味した市全体の市債発行返済計画について、ちょっとセクションが違うと思いますけれども、お聞きします。まず、工藤さんから。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 下水道の財政計画の質問にお答えします。

今年の3月の産業建設委員会のほうで、第1期事業を含めた公共下水道全体計画の中での財政計画の見直しを令和7年度に行い、令和7年度中にお知らせするという事をお伝えして、今質問していただいたんだと思いますけれども、その中で第1期事業というお言葉がありましたけれども、下水道の計画については、第1期事業計画区域だけで財政計画を立てるわけではなく、第1期事業に第2期事業の拡大したエリアの区域も重なってきます。第1期事業計画の建設費だけでは、使用料収入は完成したときには入ってこないです。

その中で、第1期事業計画区域の期間も入ってから、維持管理費の支出であったり、下水道使用料の収入が入ってきます。また、供用開始しますと、受益者負担金などの収入も入ってきます。そういったところを含めまして、先ほど御質問していただいたとおりなんですけれども、見直しというのは建設費の見直しを行います。あと、御質問いただいています利息の見直しも行います。

そういった全ての項目、条件、財政計画を立てるための条件の見直しを新たに設定して、令和7年度に長期間での財政計画をつくりますので、それを見直すということですので、御質問

の使用料収入は加味するかということについてお答えすれば、下水道使用料の収入は加味した財政計画の見直しを行っていくというお答えです。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） ごめんなさい、僕の前段の質問に答えていただいたんで、そのちょっと確認ですけれども。

ということは、全体の全事業の見直しということは、使用料収入も一応想定して、全体を加味してやるという、そういうことですね。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） もともとの現在の財政計画でも、使用料収入であったり、受益者負担金という部分も見込んで立てておりますので、その辺りも含めた計画を改めてつくっていくということでございます。

○９番（鳥居佳史君） 分かりました。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、地方債制度ということでお話をさせていただきたいと思います。

これは住民負担の世代間の公平のための調整として、将来便益を受けることとなる次世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かつことを可能としております。よって、地方債の償還年限は、地方債を財源とする施設の耐用年数を超えてはならないというふうにされております。財務省によりますと、庁舎等の耐用年数は50年とされておりますので、償還期限は50年以内の償還ということになります。

また、財政の健全性の確保として、地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければなりません。

当市の市債については、対象事業費が交付税算入措置があるものを活用しており、財政健全化法の各指標を常に注視しながら、市全体の地方債現在高の管理をしております。

現時点でございますが、まだ新庁舎の総事業費というのは明確にされておられません。また、穂積駅圏域拠点整備事業につきましても、この南側につきましては、この６月議会ぐらいに明確になってくるといような答弁もあったかと思うんですが、いずれにしても総事業費が算出されておられませんということで、いずれにおいても健全な財政運営を行うために、財政健全化法による各指標などを確認して、財政シミュレーションを行いながら、健全な財政運営ができる計画を立てていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔９番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 3つの大型事業を進めていますけれども、それが一体幾らかかるんだというところが分からないという、分からない。私は分かります。分からないけど分かります。出せないと。

その中で、どこまでやるのかという部分、一遍、少なくとも今、第1期の下水道事業をやっている中で、これは数字的にある程度リアルな数字が出て、その上での財政計画になりますので、一つの参考にはなると思います。

そして、庁舎についても、土地の場所が分かればね、それはそれである程度決まってくるというところで、先ほどの北見じゃないんですけども、市民にとっては突然財政破綻しますと言われても大変困ってしまいます。

ここに北見市財政健全化計画というのが令和6年11月に出ています。これを見ますと、アクションプラン、つまり北見市としてはこれからどうするか。事務事業の見直し、公共施設の見直し、負担金・補助金の見直し、人件費の見直し、使用料・手数料の見直し、全てあらゆる住民サービスの見直しをせざるを得ないという、市民にとっては大変つらい状況になってしまいます。

ちなみに、今の北見市の下水道使用料は、[※]瑞穂市の下水道使用料の倍ですね。今のところ、今時点で北見市の下水道使用料は、今瑞穂市が徴収している下水道使用料より約倍の使用料を、北見市は下水道についてはいただいているようですけれども、さらに市民サービスがこれからこういう財政が厳しくなったところでは、市民サービスの低下をせざるを得なくなるので、決してそのようなことにならないように、財政をチェックしていかないといけないと思います。

それでは、次の質問に入ります。

自治会による水路清掃についてです。

現在、自治会の水路清掃について行われていますけれども、従来どおり継続することに困難さや疑問を持つ市民の声があります。市として水路清掃について、その経緯と今後についての考えについてお答えをお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 自治会による水路清掃についてお答えします。

自治会や区による水路清掃は、地域のことは地域で取り組むという考えの下、地域の共同活動として実施していただいております。また、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例に基づき、自治会や区の水路管理活動の一つとしてお願いもしているところです。

水路清掃に対する市からの支援については、瑞穂市下水路維持管理助成要綱に基づく助成や、水路内に堆積していた泥や汚泥の積込み、運搬に必要となるダンプトラックやバックホウなどの重機の手配を行っております。

また、水路のヘドロ等の堆積を軽減させる対策として、非かんがい期の水路浄化事業を各区

※後刻訂正発言あり

へ委託し、月数回の頻度で農業用揚水ポンプ等からの定期的に水路へ水を流し、生活環境の悪化を軽減させる措置を行っております。

市としましては、今後も水路の複断面化やヘドロが堆積しやすい箇所に泥だめピットの設置を行う等、水路清掃がしやすい構造に改造してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 瑞穂市外から瑞穂市に来られた若い方で、何で瑞穂市は市の水路を我々が清掃しなきゃいけないんだということを疑問に持たれる方がいらっしゃるんですけれども、そもそも瑞穂市の水路を自治会というか、住民の方がするというふうになったいきさつについては、もし御存じであれば紹介していただけたらと思うんですけれども、もし詳しく、押さえていなければ結構ですけれども、分かる範囲で。

〔発言する者あり〕

○9 番（鳥居佳史君） 通告に書いてあるよ、いきさつって。

〔「通告になかった」の声あり〕

○9 番（鳥居佳史君） いや、経緯と書いてある。水路清掃についての経緯。

〔発言する者あり〕

○9 番（鳥居佳史君） もし今なければ、はい。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 一応通告で、その経緯ということで、そのいきさつを紹介していただきましたんですけど、私のヒアリングした範囲でお答えいたします。

もともと農業従事者の方が田んぼに水を引くということで、土地改良区の農業をやっている方たちが集まって水の管理をするわけですね。田んぼに水が要るときに、水を入れるために。その水路をきれいにすることは、当時の、特に穂積と巢南ではちょっと状況が違うようなんですけれども、穂積の場合は、それを自分たちの水路がきれいになることだから、やろうじゃないかということで、市のほうは区費かな、区のほうにその土地改良区の団体に補助金を入れて、その区から自治会に清掃用のちょっとした費用を自治会に下ろしてやっていらっしゃると。基本的に各自治会は水路を美化するというのでやってもいいんじゃないかということで始まったというふうに聞いております。違っていたら御指摘ください。

当時は瑞穂市も田んぼが多くてね、農業をやっている方が多くて、そういうことで始まったのは理解できますけれども、今、時代も変わって、若い人になって、なかなかその部分で基本的に市の持ち物である水路を何で税金を納めている我々が掃除しないといけないんだという声

が上がってきているということで、さあどうしましょうかということなんですけれども、私はこのまちづくり基本条例で、瑞穂市はありますけれども、ここで自治会の活動、コミュニティーを、自治会でいかにコミュニティーを高めるかということが、まちづくり基本条例の中にも、たしか自治会の活動の中に入っていると思います。

今、いわゆるまちづくりは、ものづくりももう一つあるんですけれども、コミュニティーをどうやって保っていくかというところが、問われている一つの例かなと私は思います。

私の1つのアイデアはね。そういう地域のコミュニティーを醸成することを活動しているNPOの活動の団体があります。全国、岐阜市にもあります。要はまちづくりのプロフェッショナルですね。どうしたら地域のコミュニティー、自治会のコミュニティーを高めるかということを専門としている方がいらっしゃいます。そういう方に、それこそ校区ごとに1人、専門の方としてプロパーとしてお願いして、その方が各自治会に行って、その自治会が困っていること、例えば今困っているのはごみの処理は、これは絶対に住民の方、自治会へ入る、入らないは困っています。そして、今の水路のこと。そしてもう一つは、昨日、今日多くの議員の方が学童保育のことも言っておられました。

昔は、隣のおばあちゃん、おじいちゃんが俺のところで見てやるよというような時代がありました。そういうコミュニティーが今希薄になっている中で、先ほどの専門のまちづくりのプロの方が各自治会に張りついて、事情を聞いて、そしてその方がコーディネートして、困っていることをどういうふうに解決するかというのをお願いして、動いてもらう。それで隣同士で、じゃあできることをやろうかねという。あそこのおじいちゃん、おばあちゃんはそういうことをやってもいいよという人がいた。そういうのを小まめに一件一件回るんですね、コーディネーターの人が。それで、じゃあ例えば、学童保育だったら土曜とか、いついつ何か時間を決めてでも預かってもらえないかというようなことも可能じゃないかと。

そして、この水路清掃については、お聞きすると、自治会によって水路の状況が違ってきます。下水道が全部できて、あと浄化槽で造られた団地もあります。場所によって水路清掃をやっているところ、あと1年に何回やるか、そして場合によっては業者に委託しているところもあるそうです。そのように、各自治会によって状況が違うので、それこそ先ほど私が言いましたような専門の人に各自治会の状況をよく見ていただいて、自治会に合った方法で、要は先ほど部長がおっしゃった、自分たちでできること、地域でできることは地域でやるということ、そういう専門のコーディネーターの方の力を得て進めたらどうかなというふうに私は思うんですけれども、ぜひその辺を、まちづくり推進委員会かな、今ちょっと開催はされていないようですけれども、そういうところを含めて、または総務部長さんはじめ、企画部長さん、まちづくり基本条例のまちづくりの視点でちょっと検討していただいて、水路清掃について、住民の方が納得できる形で、水路清掃をやるかやらないかも含めて、検討していただけたらと思うん

ですけれども、何か私の勝手な意見ですけど、何か御意見があれば。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） まちづくり基本条例に基づいて、市のほうも協働の推進ということで、今言われたように、地域でやっていただくことは地域で、それから個人でやっていただくことは個人でということで進めておりますが、水路清掃については基本的にかかる経費といいますか、その管理をしていく基になるのは、汚水については私費で負担していただく。それから雨水については公費で負担という大原則がございますので、昔からそれに基づいて汚水を流しておる水路については、私費で管理していただくというのが大原則でございまして、公共下水道が接続されて、その集落において、自治会において100%つなげたところは、雨水の処理しかございませんので、その公費で負担していくということはやっておるまちもたくさんございますので、そのところは、まず水路の清掃についてはそういう御理解をしておっていただきたいと思いますので、ぜひ下水道エリアが来た場合は接続をしていただいて、雨水だけになった場合は公費のほうで負担をさせていただくという大原則の下で進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今、汚水、要は生活排水ですね。

生活排水が合併浄化槽のところは除いて、要は単独浄化槽の家庭から出る汚水、要は生活排水は汚水だという認識ですね。合併浄化槽は違いますよね。そういう単独浄化槽から出る、単独浄化槽では生活排水は処理しませんので、その生活排水については汚水だから、これは市民、自分で処理してほしいというのは、ちょっとこれは唐突な気がしますね。

条例はないですね、それは。そういう条例はありますか。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 条例ではございませんけれども、経費負担の原則というのが国のほうからも示しておりますので、それに基づいて私のほうは公共下水道を進めておるということでございます。

それからもう一つ、先ほどのまちづくりコーディネーターについてでございますけれども、コロナ前にはそういった形で講師の方をお招きして、各自治会長さんを対象にそういった講演会等を開いて、コーディネーターの方のアドバイスをいただいてやってきたんですけど、現在校区活動のほうに今、市のほうが力を入れておりますので、今後そういった各自治会や校区で抱える問題については、そういう方をお招きすることも可能かというふうに考えております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 最初の生活排水の汚水を自己負担というのは、国からそういう自己負担、大原則の話ね。ただピンポイントで生活排水については自分で処理しなさいということはないのね、そういうことですね。

そういうことで市民の方が理解が得られればいいんですけども、今汚泥が出るところが残念ながらあります。3割ぐらいのところは単独浄化槽ですから、その排水はヘドロがたまります。そのヘドロを、私どもの自治会では、若い子が全部かき上げてやっているんですけども、ちょっと大変だなという思いをしながらやっているんですけど、その辺のヘドロの処理等について、業者の人にやってもらうということは、今はやっていないんですよ。基本的に市民の人に引き続き汚泥を取ってもらうと。ヘドロを取ってもらうと。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼いたします。

水路の汚泥のことでの御質問であったかと思います。

水路清掃のほうは、市民の皆様の御協力を得て作業を進めていただいております。集めていただく汚泥等につきましては、市のほうで、運搬用のダンプですとか、それからバックホウ等の機械を手配いたしまして、業者さんのほうで搬出をしていただいているというところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 明らかに、例えばあるところの水路に汚泥がたまっているということが分かったときに、その汚泥を市のほうに、汚泥を取ってくださいというふうに要望するということは可能なんですか。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。

汚泥のたまっている場所、状況にもよりますが、現地を確認させていただきまして、堆積量が多いところ、それからまた暗渠になっているようなところに関しましては、当然市のほうでバキューム等で、業者に手配して撤去をさせていただくというような形を取っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 私もちっとお聞きしましたら、定期的に汚泥がたまるところはもう把握されていて、業者の方にバキュームで吸い取っていただくということをやっているということでは聞いていますので、市民の方からちっとここは大変だでというところがあれば、市のほうに連絡していただければ、何とか配慮していただけるということで、市民の方が水路清掃をやるときには、ごみとか、あと空き缶とか、あと草、そういうものは撤去するとい

うことにとどめるということで、あとはやるかやらないかはそれぞれの自治会の皆さんが意見を募って判断していただくことかなというふうに思います。

最後の質問です。

今年5月に市のほうの主催で予算説明会が行われました。そのときの予算説明会の主要内容が「広報みずほ」の5月号におおむね紹介されています。今回の場合、どちらが先に市民の方に届いたか、ちょっと前後は分からないんですけども、この「広報みずほ」を見られれば、その市の説明会に行ったときに、ある程度、その市の予算説明会での内容は分かっていますので、その辺の説明の仕方を配慮して、予算説明会では予算全体の基本的な考え方と、特にPRしたい事業等にとどめ、市民との意見交換の時間をより多く取っていただけたらいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） ありがとうございます。

より多くの市民に市政に関する情報をお伝えし、御意見をお聞きし、御理解と御協力を得ることで、よりよい市政運営につながるために市民説明会を実施しているところです。具体的な事業内容や計画を説明し、質疑応答や意見交換を通じて市民の疑問や不安を解消し、合意形成が図れるものと期待されております。

5月に開催した予算説明会においては、各部の特にPRしたい事業を選び、説明させていただきました。まずは御説明させていただいてからの御質問となることは御理解いただけたらと思います。

今回の会の運営につきましても、市民や運営サイドからも様々な御意見がございましたので、第2回目は、鳥居議員はお見えになりませんでしたが、予算説明会では、御指摘いただいた点を全て改善し、時間を制限することなく質疑応答いたしました。

来年度の予算説明会においては、いただいた御意見を参考に、より多くの御意見をいただけるような構成を検討していきたいと考えております。

また本年度は、予算説明会以外にも市の事業を説明する会を随時実施していきたいと考えておりますので、より多くの方の意見交換の場を設けていきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

そういうことで、よりよい説明会にさせていただけるというところで、市民の方もなかなかこういう機会がないので、質問をする方がすごく長くされる方もいらっしゃるというのも、私も改善したほうがいいなと思って、例えば1分とか、質問を簡潔にということで、事前に1分とか1分半とかに時間を限るという提案も、やっぱりそれはあってもいいと思うんですね。つま

り、より多くの方に質問ができるようにということで、そういう市民に対してもより改善を求めることは提案していただいてもいいと思います。

ということで、以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居住史君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時20分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 皆様改めまして、こんにちは。

議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

また、足元の悪い中、傍聴にお越しいただきまして感謝申し上げます。

まず一昨日、イランの核施設をアメリカが空爆したとの報道には本当に驚きました。

ウクライナ危機により、核兵器が実戦に使用され得るという現実の脅威に直面している。核兵器が存在すれば抑止力となった時代から、使用を前提とした抑止という第3の核時代への移行は断じて食い止めなければならない。広島・長崎への原爆投下から77年。この核兵器の不使用の記録を永遠に維持すべく、唯一の戦争被爆国たる我が国には、今こそ具体的に行動する責務がある。

今御紹介したのは、3年前の5月、私ども公明党が時の総理大臣に提出をした、核兵器の不使用の記録の維持に向けての緊急提言の冒頭の部分でございます。

核兵器の廃絶を訴える中で、アメリカの暴挙と言わざるを得ない今回のこの空爆が、これ以上拡大しないよう、平和の党・公明党として断固抗議をまいります。

今朝の報道では、イスラエルとイランが全面的に停止を合意したというような報道もございましたが、いずれにしましても、断じてこの第3の核の時代への移行は止めなければならない、このように考えております。

今回の私の質問は、大きくは4点。

1点目、樽見鉄道について、2点目、カスタマーハラスメントについて、3点目、献血の大切さについて、4点目、Z世代の目線でまちづくりについてを、通告に沿って執行部のお考えを伺ってまいります。

以下は、質問席に移り質問をさせていただきます。

1点目の質問でございますけれども、新聞の報道によりますと、「長良川鉄道の一部区間廃止検討は人ごとではない」という見出しで、ローカル鉄道は経営努力と地域の応援が必要とするとの談話がございました。これ、今年の5月24日の岐阜新聞でございます。長良川鉄道の社長の談でございますけれども、この記事をまず御紹介した上で、最初の質問でございますが、樽見鉄道の経営状況と利用状況について伺います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） まず初めに、樽見鉄道の経営状況を申し上げます。

令和6年度の損益計算書によりますと、運賃等の売上総利益は1億7,553万7,181円となり、それに対し販売費や一般管理費が3億2,505万9,216円であり、営業損失は1億4,952万2,035円となっております。

また、企画商品売上げなどの営業外収益が6,978万4,357円で、企画商品の仕入れなどの営業外費用が494万159円となり、経常利益は8,467万7,837円の損益となっております。

そのため、沿線市町の補助金などを充当し、最終的には純利益は14万7,474円となっております。

次に、令和6年度の年間輸送人員は70万8,676人で、令和5年度は67万9,237人となりますので、2万9,439人増加しており、これらは冷酒列車や商品券付1日フリー乗車券などのイベントを開催したことによるもので、今後も積極的にイベント開催や企画商品の販売などのお願いをし、少しでも収益につなげていただき、そして引き続き当市の重要な公共交通を守っていきたいと考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今の私の通告が悪かったなというふうに思っておりますが、これは令和2年3月、第3回の定例市議会で前北川静男議員が質問をされておりました。

瑞穂市においてはという質問で、議事録を拝見させていただきますと、瑞穂市では当時の企画部長が1日平均278人、年間約10万人というような形で御答弁をいただいておりますけど、瑞穂市単独では分かるのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 瑞穂市の合計1日当たりの平均ですが、318名の利用があると聞いております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今三百十何人、令和2年のときは278人ということで、瑞穂市での利用者さんは増えておるなというふうに聞き取らせていただきました。

その中で今、企画部長もおっしゃいましたが、樽見鉄道は地域住民に欠くことができない貴重な移動手段であり、今後も守り抜いていくことが必要であるという、これは前の企画部長の答弁でございましたが、この中で瑞穂市において同じような質問になるかと思いますが、樽見鉄道の存在というのをもう一度明確に確認したいというふうに思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） まず、令和6年度の樽見鉄道の通勤・通学定期の販売状況を確認すると、瑞穂市では23名の方が通勤定期、46名の方が通学定期を購入されており、通勤・通学の足としての需要があります。

また、令和5年度における市内の先ほどの3駅の乗降者数は、先ほども言いましたが、1日当たり318人の利用があり、これらのことから市における重要な公共交通の一つとして機能していると考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 当然、当市にとって樽見鉄道というのは大切な公共交通機関であるということを確認させていただいた上で、この新聞で、ローカル線は地域で守る、樽見鉄道市民駅長制度が10年の見出しというのがございました。

ローカル鉄道を維持していくためには、沿線自治体や住民の理解は不可欠であるとして、駅長制度が公共交通の維持への当事者意識を醸成しているとの記事がございました。市民駅長というのをちょっと私は存じ上げなかったんですけど、当市3駅がございしますが、瑞穂市の状況をお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 樽見鉄道では、大垣駅、本巣駅を除く各駅に市民駅長を設置しております。

瑞穂市内においても美江寺、十九条、横屋駅にそれぞれ市民駅長がいらっしゃいます。市民駅長は、各自治会から推薦された方が2年任期で務めていらっしゃいます。活動内容といたしましては、駅の清掃活動や除草などを行っていただいております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 近くに住んでおりながら、そういった活動をしていただいていることを存じ上げなかった自分が本当に申し訳ないなというふうに思った次第でございます。

今、同じく樽見鉄道の社長の談話で、樽見鉄道の「無理なく残す」という議論をされた上で、ローカル鉄道は経営努力と地域の応援が必要と話されております。

県内同じくローカル鉄道の養老鉄道には、養老鉄道を守る会かいつという民間の組織があり

ます。今の市民駅長のほかに、この樽見鉄道を守っておられるような支援体制というか、団体はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 樽見鉄道を支援する市民組織は、樽見鉄道に確認したところ、民間で構成される支援組織として、旅行友の会とNPO法人樽見鉄道を守る会の2つの組織が存在しますが、当市瑞穂市においては民間の支援組織はございません。

行政で構成する支援組織は、樽見新線対策協議会、樽見鉄道連絡協議会があります。

先ほどの民間団体の支援の内容は、樽見鉄道の利用促進や施設の維持管理などの分野で御活躍されています。また、行政の支援としては、樽見鉄道の安定した輸送体制の維持の確保、そして基幹的交通機関として定着させるため、関係市町村が相互に連携し、施設を維持することにより、樽見鉄道の安定した運営に寄与することとしております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 樽見鉄道はもう御存じで、ほとんど本巣市のほうがたくさん駅があって利用されている方も多いのかなというふうには思っておりますが、この海津市のほうの資料、またフェイスブック等を見させていただくと、地元の中学生の子たちが、駅の今、当市は3駅の駅長さんがやっていたらしゃるようなお話でございましたが、中学校の子たちがプランターで花を飾ったりとかいうような活動もしておられるというふうに聞きました。

先ほど申し上げたように、やっぱりこのローカル鉄道は地域が守っていく、自治体も支援をいただいておりますが、要はそういった市民団体、NPOも今本巣のほうということでございましたので、やはり大事な樽見鉄道でございます。何らかの形で支援をしていければというふうに思いながら、この質問を考えさせていただきました。

次に、当市は樽見鉄道への支援額は1,000万円というふうに聞いておりますが、お金を出しておるけど、前も私、これ質問を聞いたことがあるんですけども、今言ったようなお金だけ出しておればいいのかというふうに思いつつ、ほかに提供しておるものは何かあるかをお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） こちらはちょっとお金の話になりますが、現在の樽見鉄道は昭和59年の2月に設立され、昭和59年10月6日に旧国鉄樽見線から転換された第三セクターの鉄道です。

その設立当時に、支援として各沿線市町で出資をしており、旧穂積町、旧巣南町合わせて150万円を支出しております。また、それとは別に、先ほどの話もありますが、毎年の補助金を支援しており、目的ごとに4つの補助金があり、種類としては、1つ目に樽見鉄道の経営の

安定化を図ることを目的とした樽見鉄道運営維持費補助金、2つ目に安全運行の確保を図ることを目的とした樽見鉄道施設維持修繕事業費補助金、3つ目に輸送の安全の確保を図るため、樽見鉄道が行う安全性の向上に資する設備の整備に要する経費を補助する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金、最後に4つ目になりますが、4つ目に輸送の安全を確保するため、樽見鉄道が行う老朽化対策に要する経費の一部を補助する樽見鉄道施設老朽化対策事業費補助金などを行っており、なお、昨年度はこの4種類の補助金合計で1,077万5,100円を補助いたしました。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、この4種類の使い道といったらおかしいですけど、そういったことを合わせて一千何がしということで確認をさせていただきました。

要はこれ、ローカル鉄道がブームといったらおかしいですけども、要は本当に全国のローカル鉄道を見させていただいても、やはり冒頭から述べているように、やっぱり地域の住民の方の盛り上げといったらあれですけども、その樽見鉄道の本当の持つておるポテンシャルというのは私は高いというふうに思っております。

今議会の冒頭、市長はこの市内でナマズがたくさんおるから何か使えるのかなというような話から始まって、昨日の広瀬守克議員の質問にも、お酒であるとか水とかお菓子とかという話になって、瑞穂市の特産物というか、瑞穂市をアピールするようなものを考えておられるような話をされました。

もともと今ある樽見鉄道をホームページで見ると、観光は全部ほとんど本巣市のことしか出てきません。瑞穂市も観光という部分は弱いかもしれないですけども、この樽見鉄道を通して、当市のアピールというのをどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 十九条駅や美江寺駅には、駅の待合スペースに付近の観光名所等を紹介するポスターを掲示していただいております、美江寺駅には中山道を散策される方向けに宿場内の史跡等の案内図を貼っていただいております。

令和5年度にはふるさと納税のクラウドファンディングで、「TARUTETSU樽見鉄道」応援プロジェクトとして瑞穂市をアピールいたしました。

今後も市のSNSでも樽見鉄道を利用し、市の魅力の一つとしての発信をしていきたいと考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 樽見鉄道のどなたかのフェイスブックで、本当にいい写真がたくさん

載ってくる。それを見るたびにきれいな写真やなというふうに、私はフォローしておるわけですが、すけれども、本当に今、せっかく樽見鉄道がごございますので、今企画部長がおっしゃったようなことも含めて、もっともっと樽見鉄道を利用しながら当市のアピールをしていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

カスタマーハラスメントについてをお聞きいたします。

これも5月6日の新聞、カスハラ対策というところでちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

大きな迷惑を被ったわけでもないのに、住民や顧客が机をたたいて責任者を呼べと大声で騒いだり、ばり雑言を浴びせて土下座を要求する、対応に出た相手の画像を交流サイト・SNS等にアップして誹謗中傷することも増えてきた。職場の活力が失われ、人手不足にもなりかねない。市区町村と中小企業で対策が遅れている。心身の不調で休職や退職に追い込まれるなど深刻な影響が出ている。働き手をいかに守るか。カスハラが正当な訴えなのか判断が難しいとされ、国はこれから策定する指針で、具体的事例と明確な判断基準を示し、対策の実効性を高められるよう後押しする必要があるという記事がございました。

これも今書いてありましたように、企業だけではなく自治体にも義務づけられるということですが、具体的な内容は、国が今後策定をするというふうに示されていますし、非常にデリケートな問題ではあると思いますが、当市の今の実情について伺いをします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

各課におきまして、これまでカスタマーハラスメントに該当しそうな案件やグレーゾーンの案件はそれぞれありまして、市民安全対策監と共に各課で対応のほうをしておるところでございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、カスタマーハラスメントというのは、社会通念上許容される範囲を超え、労働者の就業環境を害する言動などと定義をされたというふうに聞いております。

市民の方の声をよりよい解決方向に向かうためには、公平なルールの下で対話が必要と考えますが、現時点での当局のお考えを伺います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後は、議員御指摘のように、令和7年6月4日に改正労働施策総合推進法などが成立し、2026年度中に施行されますので、国からの情報に注視しつつ、カスハラの定義をはじめ、組織のルールを整え、市民の皆様との円滑な対話と、職員が安心して就業

できる環境を整えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） この瑞穂市の職員のハラスメント防止に関する条例の要綱を見させていただきましたが、これは主立った職員間の内容ではないかなという、平成30年10月1日に施行されておりますが、私はそのように思っておりました。

今後、条例化に向けて、この職員さん同士のハラスメントのみならず、今のカスハラというのは窓口で相手があつてのことやと思いますが、どのような内容の改善が必要かというふうに考えておられるのか伺います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 国の改正法に先駆けて、令和7年4月1日より全国で初めてカスタマーハラスメントの防止を目指す条例が東京都、北海道、群馬県及び近くでは三重県の桑名市などで施行されました。こちらの条例等は、職員というよりはまち全体でカスタマーハラスメントに対する対応をしていこうという条例でございます。

当市におきましては、先ほど議員のほうからもありましたが、職員のハラスメント防止等に関する要綱がございます。これは条例ではございませんが、要綱ですので、どちらかというところ下のほうの例規になるんですが、今年度の4月ですが、カスタマーハラスメントへの市の対応を明記いたしました。しかしながら、詳細なマニュアルまでは対応はできておりません。

また、当市の具体的なカスハラ対策といたしましては、昨年5月から、お気づきだと思いますが、名札の表記、こちらのほうを名字のみに変更し、また10月には穂積庁舎に防犯カメラを8台設置いたしました。

今後は、改正された労働施策総合推進法など、国の動向を注視しつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） この質問で確認したいことは、今、総務部長も言われたとおりだと思いますけれども、問題がよりよい方向に解決に進んでいくためには、やっぱり窓口に来られた方も声を荒らげたり、また一方的な言い分だけを言われたとしてもよい結果は生まれないというふうに思っております。

ただ正直、私自身もいろいろな相談事があって窓口へ行きますと、今で言う塩対応をされておるなと感じることがあります。塩対応って調べてみますと、愛想がなく素っ気ない態度や対応のことを示す言葉です。具体的には、話しかけても短く、素っ気ない返事をされたり、感情が伝わってこないような冷たい対応をされたりする状態を指しますというふうにあります。

当市の現状は現状として、カスタマーハラスメントの法改正までの間、市民の方との信頼関係をさらに強固なものにするためにも、各行政の、特に窓口担当の方には、市民の方と距離が縮まるように、無理ない程度に意識されて、もう一步の努力をされて対応されることも一つの方法かと思いますけど、副市長はどのように考えていますか。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 突然でびっくりしましたけど。

職員については、ふだんから上司とのコミュニケーションを図りながら、私どものほうもそういう態度について市民の方との御意見等はしっかり耳を傾けるようにして進めておるところでございます、研修もそうなんですけれども、そういった研修も含めて、今、職員のほうには周知をしておるところでございます。急にありがとうございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 市民の方は急に来られますので、急に来たから何だという話もないかと思いますが、今、当然法整備がされまして、私がお伝えしたいのは、公平なルールの下で、何遍も言いますように、やっぱり市民の方もいろいろ問題があつて、窓口に来られる。行政の方も忙しいことは重々分かっておるんですけれども、そのときにやっぱり同じ行政と、また市民の方でつくり上げていくこのまちでございますので、やっぱり何を言われているのかをしっかりと聞きながら対応していただくことも、行政マンとしての努力もしていただきながら、2026年の法改正のときに、しっかり対応できるようにしていければなというふうに思いますので、急に副市長にお考えを伺いましたけど、ふだんからやっていただいておりますということでございますので、ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

3点目は、献血の大切さをということで、教育についてのことでお伺いをしたいというふうに思います。

私ですけれども、10年以上前から当市の全面的な御協力をいただいて、巢南公民館多目的ホールをお借りして、年2回ほど献血を主催していただいている市内のボランティア団体さん、瑞峰会さんのお手伝いをさせていただいておりますが、最近、本当に若い方の献血が少ないというふうにお見かけしております。

献血は69歳までというふうに年齢制限がございます。要するに、ちょっと血液センターさんで資料をいただいてきたんですけれども、この資料なんかを見せていただくと、10代から30代の方の献血者の推移ということで、これはベースには少子化ということもあると思いますが、2013年には242万人あられた献血者の方が、2023年、おとしには162万人、10年間で80万人も減少しておるというデータが出ております。

当市に高校があれば、高校生の方にもアナウンスをされるであろうし、していかないと
思うんですけれども、献血への協力ができるのは16歳からということで、この16歳を目前に控
えた中学3年生を対象に、献血の大切さを知ってもらうための、そのための日本赤十字社さん
の資料でございますが、「けんけつを知ってもらうBOOK」というのでございます。

中は本当に小学生の子でも分かりやすい内容になっておりますが、この献血を通して命の大
切さや人との関わりを学ぶ機会にしてはどうかと考えますが、現状も含めてお考えを伺いた
いと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

まず、献血は医療現場において欠かすことのできない貴重な医療資源でございます。献血を
必要とする多くの患者の命を支えております。

瑞穂市においては、令和6年度に324の方が献血に御協力をいただいております。献血の
重要性について、子供の頃から理解を深めることは、将来にわたって社会貢献意識を育む上で
大変有意義であると考えております。

さて、当市の学校での取組といたしましては、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
からの学校における献血への理解増進に向けた取組への依頼を受けまして、「みんなで学ぼう
血液のこと」という献血啓発冊子を4年生対象に令和7年7月に配付を予定しております。ま
た、中学校へは令和7年3月に啓発ポスターを配付して理解増進を図っております。

なお、議員が言われる「けんけつを知ってもらうBOOK」は、日本赤十字社血液センター
がセミナーやイベントでの啓発用として作成をしたもので、学校への理解増進の啓発冊子の一
覧には掲載されていないということでございます。

献血は大切な命を救う行為の一つとして、若い年齢からいろいろな場で触れていくことは非
常に重要であると考えております。若い段階から献血について触れていくことで、献血への関
心が深まり、献血を行うきっかけになっていくのではないかと考えております。

献血ができる年齢は法律によりまして16歳以上と定められておりますが、若い年齢からの接
種につながるよう、献血に関する啓発冊子などを有効的に活用いたしまして、献血の担当課、
教育委員会、日本赤十字社と連携をしまして、献血の理解増進の周知に努めていきたいとい
うふうに考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 中学生の3年生のことばかりを考えておったので、こっちばかり向
いてしゃべっておったんですけど、福祉のほうからお答えいただきました。

中学校でというのは、御答弁いただけないので、お聞きするまでもないかと思うんですけれ

ども、私、先ほど言ったように、自分も主催者の側のお手伝いをしていく中で、やはりもちろんその世代の方のみならず、一般の方もやはり献血というのは非常に遠ざかっておられるのかなど。大体1回やると50人ほどの方が来ていただいて、血液センターさんに聞くと、1人の方の手術で終わってしまうぐらいの量だというときもあると聞くと、やはり本当にこの重要性という、それで大切な命が守られるのであればということを考えますので、やはり今、福祉部長が言われたように、市としてもやっぱりどんどんアピールしていただきたいなというふうに思います。

今日ちょっと持ってこなかったんですけど、「未来の年表」という本がございまして、全部を読み切ったわけではないんですけど、この本は何年か前に出された本ですけれども、2027年、リニアが開通しますといいながら、リニア遅れておりますので、全部が当たるわけではないんですけど、2年後にこの血液が非常に足らなくなってくるというようなことが当然書いております。

これは当然、先ほど言った全てがというわけではないんですけど、やはりその根幹はやっぱり少子化ということがあって、日本の人口もどんどん減っていくというところがございますので、後ほどの質問でも同じようなことを聞くかもしれませんが、この献血の大切さというのは、やっぱり中学世代、3年生世代にしっかりと御紹介をしていただきたいなということをお願いして、次の質問に移ります。

最後になりますけれども、Z世代の目線でまちづくりをという、これもちょっと新聞の記事がございました。

今回の質問は、Z世代の目線でまちづくりについてということで、Z世代と呼ばれる10代から20代の発想をまちづくりに生かすため、若手を中心とする担当部署を設けた自治体が相次いでいるとのこと。若者世代が住み続けたい地域にするためのアイデアを取り入れることが狙いであるというふうにしております。

ちょっとまちの規模は大きいですが、北九州市ではZ世代課、福島県の郡山市はZ世代活躍係との名称ということでございます。

私、この質問を、新聞の記事を見たときに、ある議員さんともお話をしていたんですけども、今の社会においていろんな団体がございます。例えば自治体もそうでございます。自治会であるとか、私はPTAの役員をやったことがないので、自分の見た範囲と聞いたことしか分かりませんがPTAさん、また子ども会さん、またさらには世代は違いますが、老人クラブさんに至るまで、この各団体というのは本当に人と人が触れ合う、また育む大切な団体ばかりであるというふうに思っておりますけれども、質問とは違いますが、例えば子ども会に入っていないと登校班に入れないということが決まって。

私のおいが瑞穂市内におりますけど、その子供が今小学校4年生で、小学校入学のときから

親が旗持ちのお兄さんがカッコいいからといって、僕は高学年になったら旗持ちをやりたいんやと言っておったんですけど、自分が4年生になったら登校する子がいなくなってしまったと。妹を連れて学校に行っているような状況を聞いて、その話を聞いたときに、どこの何が悪いということではなくて、今お話ししたようなその団体、人と人がこうして接して成り立っていく、信頼関係もそうなんでしょうけど、そういった中で、やはり今まではこうやったからこうなんだという考え方と、現状はこうだからということの、このちょうど大きな世代間のひずみがあるように思えてなりませんでしたし、そう考えましたので、この10代から20代の方、Z世代の方がどのようなことを考えておられるのか、ここでやはりまちの規模は違いますけど、いろんな自治体がそのZ世代の方の意見を聞きながらまちづくりに意見を聞く、またそこで接することによって、その世代の方もいろいろ経験をされるのではないかなというふうに思いましたので、この行政として、このZ世代の方の意見を聞く、そういう場というか、課というか係というか、そこまでかしまったものではないと思いますけど、そういったことの必要性を私は大事かと思いますが、行政のお考えを伺います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 議員御質問のとおり、これからの地域社会を支えるZ世代、すなわち10代から20代の若い世代の感性や発想をまちづくりに生かすことは極めて重要であると認識しております。

近年では、こうした若い世代の声を政策に反映させるため、先ほどの北九州市のような各自治体が若者の視点から情報発信や企画立案を行う体制を整えたほか、若者による地域提案活動を積極的に取り入れるなど、各地で先進的な取組が進められております。

本市においても、Z世代や若手職員の視点をまちづくりに取り入れる取組の一つとして、朝日大学と連携した共同研究、コミュニティ経営プロジェクトを開催しております。

このプロジェクトには、入庁1年から2年の若手職員と朝日大学の学生が共にコミュニティ心理学や社会システム論などの基礎を学ぶところから始まり、30年後の瑞穂市のあるべき姿を自ら描き、研究・発表するという内容で、若い世代が自ら地域の未来像を考え、主体的に関わる実践の場となっております。発表は半年間研究を重ねた2年目の職員によるもので、毎年若い感覚ならではの斬新なアイデアが出されるなど、見応え聞き応えのあるものになっております。昨年から、議員の皆様にも御案内しておりますので、ぜひ御参加いただけるとありがたいと思っております。

また、今後のまちづくりにおいては、自治会や子ども会といった地域コミュニティの基盤を担う団体についても、若い世代がその価値を理解して参加しやすくなるような取組や制度づくりが求められています。

他市のような若手職員主体の提案制度や、市内の若手との連携体制の構築も参考にしながら、

本市でも引き続き若い世代の力をうまく取り込んでまちづくりに反映していけるよう取り組んでまいります。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 人口減少の時代に、本当に若い世代の方は貴重というか、もちろんいつの時代もそうでございますけれども、大切だと考えます。

日本人の出生率というのは、2024年ですけど68万6,061人と、初めて70万人を割り込んだという、これは過去最少をまた更新したということでございます。

今、矢野企画部長が言われるみたいに、次世代のまちづくりのためにも、この世代の方の考えを、朝日大学のこともお聞きしまして、今から取り組むこと、本当に大切だというふうに考えます。

今回のカスタマーハラスメントの問題は、ハラスメントの定義は相手に不快感や苦痛を与える言動全般というふうでございます。実は私もカスタマーハラスメントではないんですけど、やはりある意味、ある方からモラルハラスメントのような、こうあるべきだということで、本当に正直なところ言葉を選ばず言うと、がんがんに詰められて、自分でもよく分からないぐらいなところまで追い込まれて、ああ、これもハラスメントだなというふうに思いました。

自分自身で解決できたのか分かりませんが、やはり相手がそう感じたらもうハラスメントであるという、この時代の中で、そこを起こさないように、先ほど言ったように声を荒らげたり、また机をたたいて怒ったりしたところで、問題は解決していかないということでございます。

こういった方法で物事が解決するわけではございませんし、冒頭でお話ししたように、今の時代、本当に平和を維持していくために話し合いでは何ともならんですけども、核を持っていれば抑止になる時代じゃなくて、核を使うぞというような脅かしをする。またさらには、今の核施設を攻撃するような大きな規模の話をしておるんですけども、やはり人間の内側にあるものは、根底は一緒ではないかなというふうに思いました。

なので、先ほどお話ししましたように、行政の窓口のほうに関しましては、法整備が整うまで、先ほどもお話ししましたように、無理のないもう一步の努力をして、市民の方の対応をしていただくこと、また中学校3年生を対象に献血の大切さを理解してもらう、命の大切さを学んでほしいという気持ちもそのままベースが、そういう考えによって質問させていただきました。

さらには、最後のZ世代の意見の方も重視し、その関係性の中でZ世代の方には、やっぱり今のここまで積み上げてきた先人の思いもしっかり経験をしてほしいという願いもあったわけでございます。

今、まちづくりというお話も出ました。

国づくりという話もよくするわけですけど、いろいろ市民の方に聞いておりますと、まちづくりも国づくりもいいけど、人をつくってくれというような声を聞きます。

これは実は一部の人だけだというふうに思いますけれども、昨今、就職が決まって入社をするんですけども、自分で断ることができずに退職代行サービスに頼んで退職をする。正直言って、この報道が出たときに、正直これもびっくりしたわけですが、自分の意思が伝えることができないから。でも、その理由が上司のハラスメントを感じたからとか、いろんな理由はあるかと思いますが、私はそういったビジネスが成り立つことも不思議だと思いますし、そういうことが増えれば増えるほど、この日本社会というのは人間関係が本当に崩れていくのではないかなというふうに思いました。

また、そういった形でその場はしのげても、この方は同じことをするのではないかなということを今、ユーチューブ等で配信されておりますけど、やはりベースとして人間と人間が信頼関係を持ってコミュニケーションをつくっていくということが大切である。ですから、まちづくり、国づくりと言いますけれども、本当に人づくりをしていかないかんのではないかなというふうに思います。

このことについて、市長はずっとマニフェスト等話をしておられますけど、この瑞穂市、本当に将来もっともっと住みやすいまちになっていくために、人づくりということに関して、市長のお考えを最後に伺ってまいりたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若井議員の御質問は、人づくり、人材育成という観点で御質問をいただいたと思っております。

私は、人づくりというのは、私が理想とする組織というのは、それぞれが学び合える組織づくりというのが大切ではないかということを思っております。これは4月22日の所属長会でも話したことなんですけど、個人の成長、自分自身が、自分で自分を成長させるということが組織全体の成長につながるということで、これを進めていきたいということを思っております。

そして、私の立場から申し上げますと、職員には働き方改革とよく言われますが、働いてもらい方を考えるということで、職員には瑞穂市が環境がよい瑞穂市で、やりがいがありスキルアップが図れるような、そんなことが人材育成の中では必要だなということを思っておりますので、急に当てられましたが、その御回答とさせていただきます。ありがとうございました。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） これも昨日でしたか、今朝ですかね、市長がこれでいいと思ったらまちは発展しないというふうに強く宣言をされました。

私もそうだなというふうにお聞きしておりましたが、今お話ししましたように、まちづくりとか国づくりといっても、どんどん人口が減少していく中で、しっかりとコミュニケーションを取りながら、自分の意見を伝えることができる、また人の話をしっかり聞くことができ、そしてお互いが合意しながら、願わくばそういったことを積み重ねながら、今、市長がおっしゃったように、自分自身が成長していく。私も含めて、この場におられる方がもう一歩その段階に立って、自分自身の成長が周りの成長、地域・組織の成長だというふうに考えたら、もっともこのまちはよくなっていくというふうに思いますので、今回4つの質問をさせていただきましたが、ベースはこのことを確認させていただきたいと思いましたので、4つの質問をさせていただきました。以上で一般質問を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 今井充子君の発言を許します。

今井充子君。

○5番（今井充子君） 皆様、こんにちは。

今日はお足元の悪い中お越しいただきありがとうございます。

議席番号5番、創緑会、今井充子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、質問をさせていただきます。

さて、スマートフォンが普及して既に何年も経過し、私たちの生活の中でもスマホがないとそわそわしてしまうという方もたくさんいらっしゃると思います。昨年、小学生から中学生に進む12歳の子供たちでは、約60.9%の子供が自分のスマートフォンを保有しているというデータが発表されました。しかし、スマートフォンをめぐる児童・生徒のトラブルは今なお問題になっていると複数の保護者から何件もの御相談をいただいておりますので、市としての考え方や動向について確認をさせていただきます。

また、教育現場において、保護者の方から、自習時間が多い期間があり、もしかして自分の子供が通っている学校の教員数が足りていないのではないかという不安の声もいただきましたので、実情を確認させていただきます。

ほかに、瑞穂市の魅力を今までの地の利だけではなく、新たな魅力を官民一体となつてつくり上げたいとの思いで、選ばれる職場をつくるという観点での質問もさせていただきます。

詳細は質問席にてさせていただきます。

また、以下は、スマートフォンはスマホと言わせていただきます。

近年、インターネットやＳＮＳを取り巻く環境は急速に変化をしております。今の子供たちは、ごくごく幼い頃からスマホやタブレットなどデジタル機器に触れ、その利便性を当たり前のように受け入れながら成長しております。

一方で、ネットいじめやフェイクニュースなどへの接触、また長時間利用による健康への被害、そして個人情報流出などのリスクなど、保護者や教育関係者にとっても見過ごせない課題が多くあると思います。

このような時代背景を踏まえると、子供たちに対して使ってはいけない、制限をするだけではなく、正しく安全に使用する力であるデジタルリテラシーを育む教育が不可欠であります。

そこで今回は、デジタル社会を生き抜く力を育てるための教育現場での取組状況や、瑞穂市としてのスマホの利用に関する方針について、教育委員会にお伺いいたします。

初めに、学校現場におけるデジタルリテラシー教育の実施状況についてお尋ねいたします。

現在、市内の小・中学校において、児童・生徒を対象としたデジタルリテラシー教育、特にインターネットの安全な使い方や情報モラルに関する教育はどのように実施されているのでしょうか。

また、実施時期、授業数、使用教材、外部講師の有無など、具体的な実施内容をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） デジタルリテラシー教育とは、単なるＩＣＴ機器の操作スキルにとどまらず、デジタル技術を適切に理解するとともに、利便性や危険性を認識し、健全にＩＣＴ機器を活用する能力を指します。学習指導要領においても、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられ、各教科等の特性を生かし、教科横断的に育成する旨が明記されています。

本市では、令和２年度より市内全ての小・中学生にタブレット端末を貸与し、授業において使用しています。また、市内の小学校６年生は、約５割から６割の子が自分のスマートフォンを所持し、中学生ではその所持率は８割から９割となっている状況があります。

こうした現状からも、子供たちが安全かつ適切に情報機器を使用できるようになるためのデジタルリテラシー教育というのは非常に重要であると捉えております。実際に学校においては、個人情報保護やパスワード管理など安全なインターネット利用に関する基本事項や、ＳＮＳ等の使用の際にマナーを守ることやリスクを回避すること、人権尊重やプライバシー保護など多岐にわたる課題について、子供たちの発達段階に応じて指導をしています。指導する実施時期や時間数は学校ごとで多少異なりますが、年度当初に行っている学校、長期休みの前に実施する学校などがあります。授業時数はおよそ年間二、三時間程度です。

また、使用する教材は、各学校に派遣されているＩＣＴ支援員が学校の現状に合わせて作成

した資料や、県教育委員会が発行している情報モラル啓発資料などを活用して指導をしています。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 現状の詳細がよく分かりました。

次に、SNSに関連したトラブルの件数とその傾向についてお尋ねします。

例えば市内の中学校の保護者より、学校にはスマホを持っていてはいけないという学校内のルールがあるにもかかわらず、校内での写真が投稿されているSNSがあるようだという情報提供をいただきました。全国的にもSNSを通じた誹謗中傷やいじめ、先ほど教育長がおっしゃった個人情報の流出など様々な子供たちを取り巻くトラブルが問題となっております。市内においてもこのようなトラブルが発生していないか、また教育委員会もしくは学校現場に報告されている件数や内容について、ここ数年の傾向を含めて御説明ください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小・中学校のSNSのトラブルは、SNSへの依存や個人情報の漏えいなど、子供たちの健全な成長を阻害する大きな要因となったり、法に触れる問題となったりする場合があります。

また、トラブルによる子供への心理的な影響も大きいため、学校、家庭、そして社会全体で連携し、子供たちが安全にSNSを利用できる環境を整え、適切な情報リテラシーを身につけることができるようにすることが重要です。多くの子供たちがインターネットやスマートフォンを利用する現状は本市においても見られ、実際に学校からSNSによるトラブルの報告もございます。

令和6年度の状況でお伝えしますと、SNSによるトラブルの事案は11件ありました。小学校は2件で、いずれも高学年以上です。中学校は9件です。トラブルの内容の例としましては、写真や動画に関するトラブル、特定の相手をからかうような書き込みが主なものとなっております。傾向としては、個々のやり取りの中でのトラブルではなくて、多くの場合はSNS上のグループチャットへの不適切な画像の投稿や書き込みがトラブルの主な原因となっているところです。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） やはり当たり前のように瑞穂市だけに関係ないという状況ではないということがよく分かりました。

次に、そのようなSNSトラブルが発生した際の市の対応方針についてお伺いいたします。

また、教育委員会としても、トラブル発生時に学校にどのように連携をし、どのような体制

で対応をなされているのか。特に、被害に遭われた児童・生徒のケアや保護者への説明、支援、また再発防止に向けた対応について、具体的な支援マニュアルや指針があれば、その内容も教えてください。あわせて、教員向けの対応マニュアルの整備などもありましたら教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教育委員会では、インターネットやスマートフォンに関するトラブルの未然防止や早期対応について、学校や家庭と連携を図りながら対応していく必要があると考えています。SNS上のトラブルは、子供たちが家庭で利用しているスマートフォンによるものが多く、トラブル発生時に子供自身や保護者から学校に連絡があります。それぞれの事案の内容が異なる点や、被害者やその保護者の意向を聞きながら対応するため、教育委員会として作成した具体的なマニュアルはありませんが、文部科学省が作成しましたネット上のいじめに関する対応マニュアルを参考にして、教育委員会としては丁寧に対応しております。

トラブル発生時の一般的な対応の流れですが、学校が正確な事実を把握した上で被害者をフォローしつつ、加害者に対しては自分の行動の問題点を認識できるように指導し、その行動の影響の大きさや責任の重大さを自覚できるようにします。また、スマートフォンは保護者の責任の下で利用しているため、家庭の協力も不可欠となります。事案について必ず保護者に伝え、保護者の責任と役割についても理解をしてもらい、親子でトラブルや再発防止について考えてもらうように促しています。

これらの一連の動きについて、教育委員会は、学校から報告を受けた際には、トラブルの要因や再発防止策について学校に確認しつつ、必要な指導を行います。また適宜、担当者に対する研修等も行い、市内の全ての学校に情報提供や指導を行っています。トラブルの中で個人情報漏えいや誹謗中傷など法的な対応が必要となる場合においては、警察など関係諸機関とも連携して対応することになります。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 続きまして、児童・生徒のスマホ利用の実態の把握についてお尋ねいたします。

先ほど、6年生で五、六割、そして中学生にもなると8割から9割の子供が自分のスマホを持っているとお知らせいただきましたが、市内の小・中学校において、児童・生徒のスマホの依存傾向や平日や休日の利用時間、また深夜の利用の有無など、現状の使用実態を把握するための調査などを実施したことがあるかどうか教えてください。もし過去に実施例がある場合は、その結果も併せてお知らせください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市では、毎年、県の教育委員会が行っている情報モラルに関わる調査を活用して、子供たちの実態を把握しております。令和6年度に実施した調査からは、次のような実態が明らかになっております。

例えば、小学校4年生以上を対象としたインターネットやメール、ゲームをするために携帯電話をどれくらい使うかという調査に対し、「ほぼ毎日使う」と答えた子供は、小学校4年生では約20%、小学校6年生では約45%、中学校1年生では約60%、中学校3年生では約70%。学年が上がると使用する子供たちの割合も増加する傾向があります。また、どの学年も男子に比べ、女子の割合が高い傾向にあります。この結果は、岐阜県の全体の結果と比べると、同等もしくは5%程度、瑞穂市が低いという結果は出ております。

次に、1日当たりの使用時間についてお答えします。どの学年においても、最も多い回答は「1時間から3時間」でした。2番目に多い回答は、小学生では「1時間まで」、中学生では「3時間から5時間」でした。小学生に比べて、中学生の利用時間が長い傾向にあります。一方で、どの学年にも「5時間以上」と回答した子供がいるという結果も出ております。この結果と傾向は、瑞穂市と岐阜県全体の傾向と比べて大きな差はございません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。詳細なデータをありがとうございました。

続きまして、児童・生徒のスマホの利用に関する市の指針やガイドラインの策定についてお尋ねいたします。

スマホの今聞きました長時間の利用ということについても驚きましたが、深夜の利用や年齢にふさわしくないアプリの使用などが子供たちの生活習慣や学習環境にも悪影響を及ぼす懸念が高まっております。

市内の小学生の保護者からの御相談の中に、クラスのグループLINEが遅い時間までやり取りがあり、睡眠時間に悪影響が出るため、家族内で話し合いをし、利用時間を決めて、使わないときはリビングで管理をするという約束をした。しかし、夜中にわざわざ目覚まし時計をかけてトイレに行くふりをして、リビングにグループLINEを確認しに起きてきたことがあって、大変問題だと思っている。家族だけではどうにもできないことがあるという相談がありました。その子供さんから親さんが聴取した理由には、返信やリアクションの時間が遅いと、学校で翌朝に、お子ちゃまは早く寝るんだねというようなからかわれがあるのがとても苦痛だという答えだったそうです。これはいじめというほどの深刻な状況であるかどうかは私には把握できませんが、多感な年頃の子供にとっては重大な事案と受け取ることもあるでしょう。

こうした例を踏まえてみると、市として、スマホの適切な利用に関するルールやガイドラインの策定ということを検討する必要があるのではないかと考えております。そのようなことを

検討されているかどうかお聞かせください。また、予定がある場合は、具体的な内容なども教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） スマートフォンの所持やアプリの利用については、各家庭の判断となるため、利用時間に関して、市として一律にガイドラインやルールは設けておりません。しかし、スマートフォンの利用に関して正しい利用の仕方を子供に指導することにより、正しくスマートフォンを使用し、トラブルを未然に防止したり、長時間の利用により健康被害を抑えたりすることができると考えております。

これらのことを踏まえ、各学校では、県教育委員会が作成している情報モラルに関わる啓発資料などを活用して、インターネットの長時間の利用の見直しやネット依存、SNSの正しい使い方などについて、学年の発達段階に応じて指導していきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 多様な家庭環境や遅くまで習い事をしているという児童・生徒もいる中で、一律のルールの難しさはとても理解はできますが、家族間での使い方とは別に、学校関係者やお友達などとのやり取りに関するルールを作成するというのは、子供たちが安心して学び、育つ環境を整えるということにつながり、これは学校や家庭、そして地域全体の責任ではあるのではないかなと思いますので、ぜひ一度御検討いただきたくお願い申し上げます。

次に、スマホの適切な利用を促すための、先ほど教育長もおっしゃった、学校だけではなく、家庭や社会との連携について伺いいたします。

市や教育委員会として、児童・生徒の保護者や地域住民、社会を対象とした啓発活動、例えば講演会や広報紙での情報発信、学校との連携によるルールづくり支援などを実施されているかどうか、お聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） スマートフォンの利用に関する指導は、保護者の協力なくして大きな成果は得られないと思います。先ほどお伝えした学校における指導に加え、家庭内でもスマートフォンの利用に関するルールを決めたり、正しい使い方について話し合ったりすることが非常に重要です。昨年度も保護者への連絡システム「すぐーる」を通じて、ネットの使い方、家庭でのルールづくり、フィルタリングの活用などについて啓発を行いました。今後も、家庭で行うべき指導について継続的に保護者へ啓発を行っていきたいと思います。

また、スマートフォンの利用については、家庭との連携が中心となりますが、各学校にあります学校運営協議会などを通じて学校の取組を紹介し、地域の皆様とも情報を共有しつつ、啓発活動を行っていきたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 引き続き、啓発活動や学校での御指導のほうもよろしく願いいたします。

続きましては、教員の確保と育成に関する現状と今後の取組についてお伺いします。

子供たちの学びや成長の根幹を支えるのは、言うまでもなく現場の先生方の存在です。しかしながら、全国的に教員の成り手不足や離職、休職の増加が深刻な課題となっておりまして、もしかしたら瑞穂市においても、教育の質の安定を維持するためには、計画的な採用や人材育成、職場環境の整備というものが必要なのかもしれません。

教員の採用状況と市内の小・中学校における教員の配置状況、充足率についてお伺いいたします。

昨年、令和6年度の教員採用実績について、小学校や中学校の採用人数をお示してください。あわせて、市内各学校における教員の配置状況と充足率、そして過不足の有無についても具体的にお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教員の採用については、岐阜県の教育委員会が行っておりますので、令和6年度の岐阜県における新規採用者数についてお答えします。

小学校は238名、中学校は127名です。本市においては4名です。本田小、牛牧小、穂積中、穂積北中の4校にそれぞれ1名ずつ、計4名の新規採用者が4月から各学校で勤務しているという状況です。

また、市内各学校における教員の配置状況と充足率についてですが、本市においては100%過不足なく配置できております。

また、市内の教員の中には、育児のために短時間勤務をしている教員や、部分休業という制度を活用している教員もいまして、勤務の形態も大変多様化しているというのが今の現状でございます。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） それでは、今教えていただきました充足率は100%、しかし育休や時短などを利用している職員の方もいらっしゃるというところをもう少しお聞かせ願いたいと思います。あわせて、教員の離職、休職という状況についてもお伺いしたいです。

過去3年間の離職者数及び休職者数の推移とその分かる範囲の内訳、また育児休暇や介護休暇などといった制度の利用の実績、そしてその制度の利用が年度途中に補充が困難であった事例や、実働できる教員に不足が生じているケースがあれば、カウントは難しいと思いますが、

お示してください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず初めに、本市における過去３年間の教員の離職者数及び休職者数についてお答えします。

離職者数は、令和４年度で４名、令和５年度は１名、令和６年度は７名、３年間で合計１２名となっております。離職の理由としては、育児退職が７名と最も多く、続いて他業種への進路変更が３名、育児等自己都合で退職という方が２名という状況でございます。

このように離職の理由は個人や家庭の事情によって非常に様々ですが、自分をより生かす道を考えて別の職種を選択した方、３名見えますけれども、そういった状況です。

それから、休職者数ですが、一旦休職に入ると２年とか長い期間休まれる方が多いので、令和４年度から令和６年度までの３年間で的人数をお答えしますと７名です。それらのうち、３名の方は、この令和７年度から復帰して学校で勤務されております。理由としては、精神的な疾患が休職の理由となっております。

教育委員会としては、教員の仕事のやりがいや授業や子供との関わりなどを通して感じてもらうことが大事ではないかと思っております。また、教員一人一人の負担を軽減し、心身の健康を保ちながら持続可能な教育環境を構築することも重要だと考えています。

そこで、管理職が職員との丁寧な面談などを通して、一人一人の勤務の状況、自己の願いやキャリアデザインなどを共有し、自己のよさを生かしながら勤務することができるようにするとともに、教育委員会も学校と連携を図りながら、職場環境の充実に努めていきたいと思います。

次に、育児休業、介護休暇、病気休暇などの各種休業制度の利用実績についてお答えします。

育児休業の取得者は、令和４年度３０名、令和５年度３０名、令和６年度２９名ということで、これも何年かにわたって取られるので、毎年そういう人数が新たに取得されたということではございません。

それから、介護休暇の取得者は、この３年間では見えません。

病気休暇の取得者ですが、令和４年度１５名、令和５年度１３名、令和６年度１４名となっております。

また、様々なこういった制度を利用された教職員で、年度途中で急にそういった制度を取られた場合に補充できない場合もございます。その人数は、令和４年度で１名、令和５年度は３名、令和６年度は２名ということで、休職されて、補充が途中ではできなかったという人数でございます。

教育委員会としては、先生方の心身の健康を保つことを第一に、多様な休業制度を活用して働き方改革の施策を推進することで、先生方の健康と福祉を守りつつ、質の高い教育の維持・

向上を図っていきたいと考えています。今後も、先生方一人一人が安心して職務に専念できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 先生方の働き方の内容がよく分かりました。

最初にお話ししたように、学校の中で、もしかしたら自習が多くて、先生が足りていないのではないかという御不安な声を聞きましたが、実際に先生たちの働き方ということもとても重要だと思いますが、子供の口から聞いて、おうちでその話を、先生、今日はお休みでいなかったんだよと言ったところで不安なお気持ちを持たれる保護者さんもいるということで、先生たちの働き方ということに関しても、家庭や一般の私たちも理解をしながら考えを深めていかなければいけないなと思いました。

続きまして、教員の人材育成について、市がどのような支援策を講じているのか、お伺いいたします。

まず、新任教員や若手教員を対象とした研修のプログラムの内容と実施状況について、岐阜県が行っているものや瑞穂市が独自で行っているものを含めて教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 岐阜県の教員においては、20歳代から30歳代の占める割合は高く、本市においても同様の傾向があります。したがって、市全体の教育の質を向上させるためには、このような若手教員の育成は急務であり、重要な課題だと捉えています。

新規採用者の育成については、これは県ですけれども、勤務校において150時間、勤務校外で14日間の研修を行うことが法的に位置づけられております。この研修を通して、授業における指導力や学級経営力、児童・生徒理解、社会人としてのマナーなどについて学ぶなど、教員としての基盤づくりに努めております。

また、20歳代、30歳代の若手教員の育成については、県教育委員会が主催する教員としての基礎的な指導力を高める基礎形成研修や6年目研修等がございます。

それに加えて、瑞穂市独自で特に力を入れているのは、教員の経験年数2年目から4年目までの教員の育成です。瑞穂市教育支援センターが主催する若手教員支援研修では、2年目から4年目までの教員や若手講師、直採講師、大学から直接講師になった方をいいますけれども、そういった方を対象に、教職員研修指導員が年間を通して対象者の授業を参観して助言したり、学級経営や生徒指導に関わる相談に乗ったりしています。授業力の向上だけでなく、心理的な側面も支える支援型研修と呼んでおりますが、こういった研修を通して、若手教員が安心して勤務できるよう手厚くサポートしております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） では続きまして、中堅層やベテラン教員の資質向上を目的とした研修や支援制度を教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 中堅やベテラン教員は豊富な実務経験と深い知識を有しており、学校の教育活動の質を維持・向上させるために極めて重要な存在です。また、新任教員や若手教員の育成においても、中堅やベテラン教員の存在意義というのは大変大きなものがあると思います。

中堅教員に関わる研修としては、県の教育委員会が12年目の教員を対象に、中堅教諭等資質向上研修を位置づけています。この研修では、校外研修が7日、地域貢献活動が1日、校内研修は18日分の研修を位置づけ、学校運営の中核的な役割を果たす中堅教員として、学習指導力や生徒指導力及び経営・分掌を推進する力の向上を図っています。

市としては、教務主任研修や生徒指導研修などの職務に応じた研修、各校のミドルリーダーの教員を対象にした研修を位置づけています。特に、このミドルリーダーの教員研修では、中堅教員として学校経営に参画していく意識や実践力を養っています。

また、ベテラン教員に係る研修については、県が行っている研修はありませんが、市としては独自に50歳以上の教職員を対象にロールモデル研修を実施しています。若手教員が増えている現状で、学校においてベテラン教員の力は不可欠であり、若手教員のロールモデルとなって活躍してほしいと考えています。学習指導や生徒指導、服務等について学び直し、学校経営に貢献していただきたいと願って、この研修を行っています。

なお、このロールモデル研修は今年度から始めた研修ですので、今年度実践する中で成果と課題を洗い出し、次年度の研修に生かしていきたいと考えています。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございました。

その次に通告してありました教員のキャリアステージに応じた育成計画ということを含んで御説明をいただいたのかなと思いますので、こちらは特に付け足す答えはありますでしょうか。お願いします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） キャリアステージということでいいますと、県の教育委員会が策定した教員のキャリアステージにおける資質向上に関する指標というのがございまして、それに基づいて人材育成に努めています。指標といいますのは、教員一人一人が目指すべき専門性の方向性や身につけるべき知識、技能や態度が具体的に示されておりまして、これによって、教員

はその指標を参考にして、自分の目指すべき姿を明確に持つことができ、自身の強みや課題を客観的に把握することで指導力向上のために計画的に実践や研修に励むことができます。管理職はもちろんですが、市としても教員が自身の成長を実感できる研修や取組を充実させ、成長を促すための具体的な指導・助言を行うことを通して、教員が自らの強みを発揮し、子供たちに対して質の高い教育を提供することができるよう支援していきたいと考えています。

〔５番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○５番（今井充子君） ありがとうございます。

引き続き、子供たちのためによりしくお願いいたします。

続きまして、瑞穂市内の企業の働きやすさの向上と魅力ある地元企業づくりの促進についてというテーマで御質問をさせていただきます。

今まで瑞穂市は、名古屋や岐阜市のベッドタウンとして魅力を感じられ、人口増加につながってきたという経緯がありますが、その若年層や子育て世代の方々が瑞穂市内で働きたい、また瑞穂市のこういう会社があったら働きたいと思えるような職場環境を整えるということは、通勤時間の短縮ももちろんですが、地元定着や人口流出の抑制ということにつながると思います。

また、瑞穂市内には、高い技術を持ったり、製品に強みを持ちながらも、その魅力がまだ十分に発揮できていない、伝わっていない企業もたくさんあります。市として企業の魅力発信を後押しし、働きやすい企業としての認知を広げることは、若者や女性の地元就職を促す有効な施策であると考えます。

そして、岐阜県の江崎知事が先頭に立って行っている施策の一つで、働いてもらい方改革に関して公表されている積極的に取り組む優良企業の名簿に、残念ながら瑞穂市の企業は一社も掲載されていません。このようなことに関しまして御質問をさせていただこうと思っております。

市内において、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に積極的に取り組んでいる企業について、市としてどのように把握をし、またその企業に対して、認定、表彰、PR、支援などの推奨的な施策を実施しているかどうかをお聞かせください。あわせて、企業が育児、介護、時短、在宅などといった両立支援制度を導入する際の補助や相談、セミナー開催など、市として具体的な支援策があれば、こちらも教えてください。さらに、これらの取組を推進するに当たって、岐阜県やそのほかの関連機関と連携して実施している内容があれば、そちらも教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方、働き方改革に積極的に

取り組んでいる企業については、岐阜県が実施しております岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録できる制度があり、瑞穂市内の登録企業数は、令和7年5月末時点では32社となっております。

さらに、模範となる独自の取組や女性の活躍推進などの取組が特に優れている企業を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に認定する事業がありまして、瑞穂市では1企業が認定されております。

この岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業事業の対象となる企業につきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいることをPRできることから、企業のイメージアップや求人面で有利となる上、企業や従業員が利用する融資やローンについても金利の優遇を受けることなどのメリットがございます。

さらに、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業には、企業が行う働き方改革、従業員の育児や介護の支援、女性の活躍推進といった両立支援制度導入の取組に対する補助を実施しております。

現在、市では、ホームページにて岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の紹介や市内の登録企業の掲載を行っており、今後、市内事業者がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めるよう、岐阜県や商工会と共に連携をしていきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） では、様々な推進策の中で、若者や女性が働きたくなる、また地元に残りたくなると感じられるような魅力的な企業の成長支援について、市としてはどのような施策に具体的に取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 今井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどは、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度などについて答弁があったところでありますが、それ以外にも、企業の職場環境の整備に対する支援制度が国及び岐阜県において幾つか用意されております。その中から、若者や女性、そして子育て世帯を支援する制度をピックアップしますと、いずれも国の認定制度になりますが、ユースエール認定制度とえるぼし認定制度、そしてくるみん認定制度がございます。

まずユースエール認定制度は、若者雇用促進法に基づくもので、若者の採用や育成を積極的に行い、雇用管理や離職率等の基準を満たす中小企業を認定する制度になります。

次に、えるぼし認定制度は、女性活躍推進法に基づくもので、女性の活躍推進に取り組む状況が優良な企業を認定する制度になります。

そして、くるみん認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づくもので、仕事と子育ての

両立支援に積極的に取り組む企業を認定する制度となっております。

いずれも認定されますと、国や県の工事や物品購入などの入札の際に加点評価されることや、日本政策金融公庫による融資が低金利で利用できることなどのメリットがありますが、何よりも若者や女性などを支援し、働きやすい職場であることをアピールできるため、人材の採用力が強化され、優秀な人材確保につながることを期待できます。

瑞穂市におきましては、これらの制度については、企業のイメージアップに加えて、若者や女性などに対する魅力度アップを図ることにより、地元で働いてもらえる方が増え、企業の継続的な成長につながっていくと考えられますので、制度について商工会を通じた周知などを行いまして、市内企業における認定数を増やしていきたいと思っております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） では続きまして、市内の企業と高校や大学などとの連携やインターンシップなどについてお尋ねします。あわせて、中小企業の経営支援などについても教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 市としましては、企業と学校間のインターンシップや職場体験などの実施状況については把握しておりませんが、市内には朝日大学もあることから、就職活動を行う学生と市内企業をマッチングできるような就職相談会の開催など、先行事例を参考にしながら瑞穂市商工会と共に検討していきたいと思っております。

また、働きやすい瑞穂市に関しましては、先ほどのワーク・ライフ・バランス推進や子育てサポートの充実など職場環境の改善に取り組まれる企業を増やしていくことにより、市内全体のイメージアップ化を図りまして、商工業の継続的な発展とともに、人口増加を含めた市内の活性化を推進していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

市内の企業の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進をリードする立場にあるのが、行政組織である市役所自身であると私は考えております。市がその姿勢を示すことで、市内の企業や民間への波及効果も大きく、働きやすさや魅力ある職場の実現に向けた信頼と説得力を生むものだと思います。

そこで、瑞穂市役所の職員における働き方などについてお伺いします。

瑞穂市定員管理計画に採用予定人数が示されており、また昨日からの一般質問の御答弁の中

に採用人数などは教えていただきましたが、その中で実際に採用に至らなかった理由、特に内定後に辞退した方の人数やその主な辞退の理由について、市が把握されている内容があれば御説明ください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） では、議員の御質問にお答えいたします。

令和５年度の採用については30人を予定しておりましたが、その半分の15人の採用。令和６年度４月１日採用につきましては27人を予定しておりましたが、15名。令和７年の４月１日採用につきましては29人を予定しておりましたが、26名の採用ということでございます。

辞退者につきましては、令和５年度が２人、令和６年度が10人、令和７年度が22人というふうになっております。

主な辞退理由につきましては、７割程度がほかの市町村に受かったということで、瑞穂市のほうを辞退されてみえます。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○５番（今井充子君） 辞退の数が思った以上に多くてとても驚きました。

では次に、人材確保ということの観点から、試験における周知や広報の方法を教えてくださいと思います。

昨日の答弁の中に、筆記試験をSPI、一般企業が使っているようなものを採用する工夫などをされているとお聞きしましたが、ほかに何か就活中の学生さんが受けやすくなるようなスケジュール設定などがあれば教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 試験の基本的な周知は、ホームページ、SNSなど若い方がよく見ていただければいいものを基本といたしまして、あと保育士、幼稚園教諭につきましては、市の試験要項を岐阜県内と愛知県内で養成課程のある19の短大、大学へ直接送付して募集をしています。

試験の内容につきましては、昨日いろんな方から御質問をいただきましたが、社会常識や義務教育で学んだ知識など、新卒者だけではなくて、社会人も受験しやすいものに変えております。

また、インターンシップも実施しておりまして、希望する課等の調整を総務課でいたしておりますが、その際には当市をぜひ受験してくださいと御案内の方を申し上げます。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 広報や採用に関して御尽力いただいていることがよく分かりました。

では、職員が安心して働き続けられるために、実際に様々な制度などが利用しやすい雰囲気というのが根づいているかどうかということも大変重要だと思いますので、その点についてお取組を聞かせていただきます。

まずは、過去3年間における瑞穂市職員の離職数及び求職者数の推移について教えてください。こちらも可能であれば、退職理由や求職理由などの傾向を個人情報の範囲で教えていただけるとありがたいです。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まずは定年退職や割愛、派遣、死亡退職などを除く離職者についてですが、令和4年度は9名、令和5年度8名、令和6年度も8名となっております。

休職者につきましては、それぞれ年度中にですが、令和4年度4人、令和5年度5人、令和6年度4人ということで、現時点での休職者は2人ということになっております。

離職理由につきましては様々ございますが、話せる範囲ですと、若い方は次のステップに進みたいという方が結構お見えになったということでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） それでは、育児休業や介護休業などの制度の利用について、制度別に教えてください。

また、両立支援の導入ということで、時短勤務や在宅勤務、フレックス制度などの利用状況も教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 育児休業につきましては、まずは令和4年度に16人、令和5年度に5人、令和6年度に13人が新たに育児休業となっており、現在は19人の方が育児休業となっております。

介護休業につきましては、令和4年度から令和6年度の間、取得した職員はおりません。

育児と仕事の両立支援につきましては、小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とした育児短時間勤務や部分休業の制度があり、それぞれ事情がありますので、対象となる職員一人一人に丁寧に説明をし、相談を受けております。

令和7年4月1日現在でございますが、部分休業を利用している職員が10名ございます。年々制度の利用者は増えてきているという傾向でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） それでは続きまして、男性職員、女性職員の多様な働き方やキャリアの

支援についてお聞きします。

男性職員、女性職員、それぞれキャリアの形成によっては違うと思いますけれども、育児休暇の取得率などを具体的に教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 女性の育児休暇の取得率は100%です。

男性のほうにつきましては、令和3年度に3人、令和4年度に3人、令和5年度はゼロでしたが、令和6年度は1名で、25%の方が取得というふうになっております。男性職員につきましては、育児休業を取得する時期が出生後すぐとは限りませんので、数字だけで判断するのは難しいですが、育児休業を取得する男性職員が身近なところにいるということは、確実に環境や意識がよいほうに変わってきているのではないかというふうに感じております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） では続きまして、働きやすさ向上とワーク・ライフ・バランスの推進について具体的にお伺いいたします。

例えば職員の中から、業務改善提案制度など、職員の声を生かす取組があるかどうか教えてください。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の方針や計画の有無、そして内容や目標の設定などの実施状況や、それからイクボスということに関しまして、部下のライフワークを力強くバックアップをしながらも、組織成果を上げられていくというようなイクボスについて、瑞穂市の職員の間ではどのような受け止めでいらっしゃるかということも教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 業務改善提案制度というのはございませんが、今、力を入れておりますのはDXの推進でございます。市民サービスの向上や業務の効率、人員不足を補う手段として推進しておるところでございます。そのチームリーダーが私、総務部長でございますが、各課のDX業務に携わっている職員をチーム員として瑞穂市のDX推進プロジェクトチームを設置し、推進をいたしております。

また、ワーク・ライフ・バランスと働き方改革につきましては、瑞穂市人材育成基本方針で規定してございます。性別や年代を問わず、育児休業や介護休業などを利用した、柔軟で多様な勤務体系で働きやすい環境の整備や働き方改革を踏まえた年次有給休暇の取得、全職員のワーク・ライフ・バランスの実現と組織全体としての業務の効率化を目指しております。

最後、イクボスについてでございます。

私、イクボスのイメージは持っておりましたが、改めて調べてみました。イクボスとは、部

下の育休取得や短時間勤務などがあっても、業務を滞りなく進めるために業務効率を上げ、仕事と私生活を両立できるように配慮し、自らも仕事とプライベートを充実させている管理職のことと定義されております。

瑞穂市では、イクボスとは銘打ってはございませんが、先ほどの人材育成基本方針の中で、ワーク・ライフ・バランスと働き方改革につつまして、職員一人一人のやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たすということをもって高いモチベーションを身につけることによりまして仕事を進め、職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現と組織全体としての業務の効率化を目指していきたいと思います。

イクボス研修等としては行っておりませんが、岐阜市を中心とした岐阜連携都市圏の研修事業として、昨年、3名受講をしております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 続きましては、人材育成の方針と具体的な取組についてお伺いいたします。

キャリアステージに応じた新規採用職員や若手職員、また中堅管理職を対象としたそれぞれの育成指針などについてお知らせください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず瑞穂市の人材育成についてでございますが、瑞穂市人材育成基本方針で、それぞれの職務ごとに必要とする職員の能力を定め、人材育成を効果的に推進していくための研修等について、市の基本方針を定めております。新規採用職員であれば、当然、基礎研修、その後のフォローアップ研修、3年から5年目の研修は、能力給に応じた能力開発と政策形成能力の向上に重点を置いたものを実施しております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） ありがとうございます。

続きましては、人事交流とその成果についてお聞かせ願いたいと思います。また、具体的な事例もあれば教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和5年と6年に羽島市との人事交流を実施いたしました。税務課の職員の人事交流でございましたが、羽島市からお見えになった方には、まず確定申告の受付について業務を改善していただきました。今までは税務課職員のみで確定申告のほうを対応しておりましたが、税務課職員以外の応援をしてもらえる体制というのを羽島市は導入しておりまして、瑞穂市のほうもそれを見習って、事前研修を税務課職員がした上で応援職員の研修を

し、応援職員は税務の知識を得ることができ、また確定申告の受付業務を経験するという貴重な体験ができたというふうな事例がございます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） それでは、最後の質問とさせていただきます。

市長にお伺いいたします。

瑞穂市における人材確保、人材育成、そして人事交流の総合的な在り方について、また官民一体で働きやすいまちみずほの構想についても御意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 今井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

三十何項目の質問をスピーディーにされたといいますか、どこの質問をされているのかちょっと内容が飛んでしまったところもあったかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

まず、人事交流にはその目的があるということを思います。羽島からの人事交流でも、瑞穂市にできていないところを補っていただきました。丹羽副市長の人事も成果はあったと考えております。公共下水道事業における国からの補助金の額にも表れていると思います。穂積関東の防災の拠点や国道21号線の6車線化にも大きく進展があったということを思っております。当市を取り巻く課題や市民ニーズが多様化する中、職員には様々なリスクや弾力的に、俊敏に対応しながら、事業を積極的に進めていっていただかなければならないということを思っています。

御質問の中で、総務部長からもお答えをしております、昨日の質問でもありました、なかなか職員が採用できていない点については、私は、自治体の消滅可能性都市というのがクローズアップされたことがその一つにあるのではないかと考えています。公務員を希望される方の全体数が減っているということから、より魅力がある、働きやすい職場に応募された方が行ってしまうというようなことで、その対応としては、朝日大学から優秀な人材を推薦してもらうことや、社会人の応募には学科試験を、総合適性検査などを取り入れていくということが必要ではないかということで進めております。そして、並行する形で今いる職員の資質を高めるための人材育成を図っていかねばならないということがトップには求められると思います。

先ほども今井議員の中にありました働き方改革というのは、働いてもらい方を改革するというか、どうしたら瑞穂市に来ていただいて仕事を一緒にしていただけるかということを考えていかねばならないということを2点思っています。

1つ目の職員の質を高めるという点につきましては、学び合える組織づくり、個人の自分自

身が成長して高めていくというのを組織全体に広げていかなければならないということを思います。これには管理職の姿勢が関わってくるということを思います。管理職自身が自分を学ぶ、そんな行動が部下にも広まっていくということを考えております。単なる仲がいい優しい組織ではなくて、職員を信頼し、率直な意見交換ができる組織づくりということで、仲がいいとか、優しい組織がよくないということを言っているのではないということを思います。成長する組織には、人材育成と組織づくりが一体だということを考えています。

もう一点は、働いてもらい方改革ということで、今後は職員に東京への希望も募っていきたいということを考えています。異動したい部署の希望という点もありますが、東京へ派遣する職員の希望を募り、例えば県の東京事務所、国の機関、さらには地方公共団体の金融機構や全国市町村協会などがあると思います。一般的に採用されてから8年から13年ぐらいたつ職員が理想的であるということを思っています。仕事を覚えることや、他市町との交流で派遣した職員が環境を変えてスキルアップを図れる。視野が広がり、やりがいがあるような、そんな提案が戻ってきてからあるということを期待しております。もちろん、この東京への派遣には職員確保が必要であるということから、職員が不足するような今のような状況であってはできないということを思っております。職員同士が連携し、協力し合い、それぞれの立場を尊敬し、仕事は楽しくスピード感を持って、市民目線と感謝を忘れずに、一丸となって仕事に当たる人材育成を今後も進めてまいります。以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

一般質問通告書に盛り込み過ぎてしまって、執行部の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 5番 今井充子君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時25分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 宮川頌健君の発言を許します。

宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、創緑会の宮川頌健でございます。

議長のお許しをいただきましたので、事前通告に従い、質問をさせていただきます。

先日、私は現在開催中の大阪関西万博を視察する機会がございました。ちょうど私が訪れた日は岐阜県の日にあたっており、県内の魅力を国内外に発信する特別なプログラムが展開されていました。多くの来場者でにぎわう特設会場では、岐阜の伝統文化や地域の技術が力強く紹介されており、私自身、大変誇らしく感じました。この万博での体験は、地方が未来に向けてどのような挑戦をしていくべきかを考える上で非常に貴重な機会となりました。

会場内では、岐阜の伝統漁法である鵜飼の実演も行われました。透明な水槽の中を悠々と泳ぐ鮎を鵜が巧みに捕らえる瞬間、多くの観覧者が息をのみながら見入っていたのが印象的でした。

また、来場者参加型の郡上おどりでは、会場全体が一つになって盛り上がり、岐阜の魅力を五感で伝えるすばらしい催しだったと実感いたしました。

中でも、特設会場の外に掲示されていた本市瑞穂市のポスターがひととき私の心に残りました。県内42市町村のポスターがずらりと並ぶ中で、母親が子供を優しく抱く姿が大きく描かれた本市の1枚は、我がまちの風景や思いを余すところなく表現していたからです。私はそのようなポスターに誇らしさを覚えると同時に、このまちの未来像をどのように描いていくべきかという問いが胸に突き刺さり、改めてその責任の重さを痛感いたしました。

一方、別のパビリオンでは、最先端技術の展示にも目を奪われました。iPS細胞からつくられた直径わずか3センチほどのミニ心臓が鼓動する様子を目にし、私は思わず言葉を失いました。実際に脈打つその小さな心臓を目の当たりにした瞬間、私は、技術とは何のためにあるのか、都市やまちづくりとは一体誰の命を輝かせるためにあるのかと自問せずにはいられませんでした。

今回の万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、技術革新、持続可能性、多様性、そして包摂、現代社会が向き合うべき重要な価値が凝縮されていた場となっています。そして私は、このテーマは決して都市部だけの課題ではなく、地方自治体である私たちにこそ問われている命題であると痛感しております。今、地方自治体に求められているのは、まさに全ての人が暮らしやすい環境と、その人らしく命を輝かせられる環境をいかに実現し、支えていくのかという視点ではないでしょうか。

本日の一般質問では、ただいま述べた視点を踏まえ、未来志向でありながら、現実的な幾つかの提案をさせていただきます。万博の現地で得た学びと感動を決して言葉だけで終わらせず、具体的な政策や行動へと結びつけていく。その覚悟を胸に、執行部の皆様と前向きな議論を期待しています。

それでは、質問席より質問に入らせていただきます。

それではまず初めに、生成AIの活用に関する質問をさせていただきます。

近年、チャットGPTをはじめとする生成AIの技術が急速に進展し、地方自治体において

も業務効率化や住民サービスの向上を目的とした活用が広がりつつあります。こうした技術の導入は、限られた人員で多様な業務を担う本市においても大きな可能性を秘めていると言えます。

実際に、他自治体では次のような具体的な活用事例が増えています。採用が進むユースケースとして、長文条例案や議事録の要約では、国会や都道府県、市町村レベルでA Iを活用したドラフト作成や要約業務が進んでおり、例えば東京都渋谷区では、2023年度より議会議事録のA I要約システムを試験導入し、職員の作業量を約70%削減。議会情報の見える化にも貢献しています。

住民Q & A対応のチャットボットについては、横浜市やさいたま市などで生成A Iとルールベースのハイブリッド型ボットが導入され、応答速度が約2.5倍に向上。多言語対応も進められ、外国人住民への情報提供の強化にもつながっています。

ホームページのアクセシビリティ改善では、A Iが難解な行政用語を易しい日本語へ変換する実証実験が複数の自治体で始まっており、福岡市では、2024年度から庁内ホームページの一部に翻訳・要約ツールを搭載するなど、高齢者や外国人にも優しい情報発信が進められています。

また、こうした取組を組織的に推進するため、自治体によっては生成A I担当や専門チームの設置が進んでおり、例えば千葉市では、2024年に生成A I活用検討チームが立ち上げられ、全庁横断的な活用方針の策定が進められています。東京都デジタルサービス局や横浜市デジタル統括本部などもC I O直轄でA Iの利活用を指令的に推進する体制が構築されています。こうした動きは、職員の個人利用レベルから脱却し、ガバナンスやセキュリティ、公共性といった観点を踏まえた活用体制の必要性が高まっていることを示しています。

そこで、本市における生成A Iの活用に関し、以下の点についてお伺いします。

まず本市において、現在生成A Iの導入に向けた検討やP o C、これは概念実証という意味ですが、の取組が進行しているかどうか、またそれに関連する体制や所管部署は整備されているか、お聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、宮川議員の御質問にお答えします。

当市では、財務情報課所管の下ですが、瑞穂市D X推進プロジェクトチームを立ち上げております。こちらのチームですが、市民サービスの向上や業務の効率化、人員不足を補う手段の一つとして考えております。この体制でございますが、私、総務部長がチームリーダーとなりまして、各課のD X業務に携わっている職員をチーム員として、瑞穂市D X推進プロジェクトチームという形で業務のほうを進めております。

令和6年度には、この生成A Iの活用につきまして検討及びトライアル運用を幾つか実施し

ております。議事録A I システムにつきましては当初予算に計上してございまして、本年の10月頃から本格稼働に向けて事務を進めているところでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

他自治体では、さきに述べたように、職員の業務効率化、例えば先ほど述べた文書作成、議事録要約、広報原稿作成などや住民向けサービス、チャットボットやホームページ改善などに生成A I を活用する事例が見られますが、本市として、このようなA I の可能性についてはどのように評価し、今後の取組をどのようにお考えかお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 生成A I の急速な進化の中、岐阜県内においても生成A I システムを活用する自治体がこの1年でかなり増えてきました。当市におきましても、他の自治体同様、導入に向けて進めているところです。

行政の事務においては、企画の立案や議事録の作成や要約、資料の作成などに多くの労力と費用をかけておりますので、導入により業務の効率化を実現できるものだと考えております。

昨年度実施した文書生成A I のトライアルでは、利用者、職員でございますが、利用した職員のおよそ6割が有効性を実感しており、一定の効果は見込まれるものの、どのような業務場で活用できるのか、よりよい回答を導き出すためにはどのような指示・質問が必要であるかという戸惑いがあったことを把握しております。まずは、基本的な理解を深める必要があると認識をしております。

この文書生成A I につきましては、当初予算には計上してございませんが、今年度中にめどが立ちましたら補正予算を計上し、導入を進めたいというふうに考えております。

また、先ほど宮川議員のお話の中にもありましたが、生成A I を活用した住民サービスの向上ということで、今年度中に既存のチャットボットサービスを改良し、生成A I 機能の実装を予定しております。こちらも当初予算に計上してございますが、これまでは職員が作成した文書例に基づき回答を示しておりましたが、生成A I 機能を活用することで、市のホームページ上の情報を学習したチャットボットによる、より精度の高い回答を提供できる予定となっております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） これから様々な活用を進められるということで期待しております。

それでは続きまして、生成A I の導入に当たっては、著作権侵害や個人情報漏えい、誤情報の生成など、法的・セキュリティー面での課題が指摘されています。本市では、これらのリス

クをどのように捉え、適切にコントロールしていく方針か、現時点での見解をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 生成A I システムの活用については、議員御指摘のとおり、著作権等の権利侵害や情報漏えい、不適切な文章や誤った文章の生成などのリスクが伴います。特に、行政事務で扱う情報については機密性が高いものが多いため、慎重に取り扱わなければなりません。このようなリスクを回避するために、システム構築の際には、入力した情報が二次利用できないように適切なセキュリティー対策を施し、情報の漏えい防止を図ります。

また、利用者は、情報セキュリティーに関する基本的な知識やA I の特性を理解したA I リテラシーを持ち合わせる事が重要です。総務省やデジタル庁が示す生成A I に関するガイドラインや通知を基に、瑞穂市版の生成A I の利用に関するガイドラインを策定及び周知した上で、研修の充実を図り、生成A I を安全かつ効果的に使いこなすことができるよう運用をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 分かりました。

他自治体においては、まずは小規模なP o C、試験的な運用を実施して、効果を検証した上で段階的な導入を進めている例もあります。本市においても、まずは限定的な業務領域におけるP o Cの実施と定量的評価を行う方針があるのか、また先ほども一部紹介がありましたが、現在検討中、または実施中の具体的な案件があれば、併せて御紹介をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） これまでの答弁の中で幾つかお話をさせていただいておりますが、現在のところ、文書生成A I に関するトライアル運用の実績がございますので、その際の課題を基に予算を計上の上、本格導入につなげていきたいと考えております。

また、10月には議事録A I システムの導入、チャットボットの機能の充実と、今年度はこの3つの事業につきまして生成A I の導入を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 分かりました。

本市においても、生成A I の活用は業務の高度化と市民サービスの質的向上を実現するために有力な手段であり、自治体D Xの中核をなす技術の一つであると考えます。特に、職員の定型業務や文書作成支援、住民からの問合せ対応といった分野においては、生成A I の適切な導

入によって行政の生産性を大幅に向上させる可能性があります。

一方で、先ほども述べましたが、著作権や個人情報の取扱い、誤情報の拡散といったリスクへの対応は不可欠であり、自治体としての情報セキュリティポリシーやガイドラインの整合性を確保しながら、安全かつ信頼性の高い運用体制を構築していくことが求められます。そのためにも、まずは限定的なP o Cによって効果とリスクの双方を客観的に評価し、段階的かつ戦略的な導入を図るべきと考えます。本市においても、生成A I活用に関わる体制整備と情報セキュリティの観点を踏まえた実効的な取組が進められることを強く要望し、次の質問に移ります。

続きまして、NHKの受信料問題です。

このたび、ワンセグ機能付きの業務用端末に関して、NHKとの受信契約が長年未締結であったことが判明し、最大で約190万円の支払いが発生する見込みであるとの報道がありました。この件は単なる契約上の見落としにとどまらず、庁内の契約管理、財務チェック体制全体に関わる重大な問題と受け止めております。市としての認識と対応、そして今後の再発防止策や説明責任の在り方について、以下の点をお伺いします。

まず初めに、まず市として、これまでワンセグ機能付端末におけるNHK受信契約の必要性についてどのような法的認識を持っていたのか、お伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員はガラケーを使ったことがありますか。

○1番（宮川頌健君） ないです。

○総務部長（石田博文君） ワンセグ機能がついているガラケーを見たことがありますか。

○1番（宮川頌健君） それもないです。

○総務部長（石田博文君） NHKの受信契約について、ワンセグ受信機能がある受信機についても契約が必要となることの認識はありましたので、ワンセグ機能があるカーナビゲーションのシステムにつきましては、当初から受信契約を行って、受信料を支払っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 分かりました。

また、契約管理に関する庁内の体制はどのようになっていたのか、今回の事案がなぜ長年にわたって見過ごされていたのか、その背景と原因についてお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） NHKの受信契約につきましては、毎年、各施設におけるテレビ等の受信機の設置状況を全庁的に確認し、その結果を財務情報課で取りまとめてNHKのほうへ

報告をしております。

今回、ワンセグ受信機能が搭載されている携帯、ガラケーなのですが、携帯電話のNHKの受信契約が漏れてしまっていた原因については、正確なところはちょっと古い話ですので分かりませんが、携帯電話をずっと音声通話による連絡手段としてのみ使用していたことから、携帯電話にワンセグ受信機能が備わっているということについて意識していなかったことと考えられます。

今回、県内の自治体でのNHK受信料未契約の問題が明らかになりまして、その中にワンセグ受信機能が備わっている携帯電話が該当するということに気がつき、点検を行ったところ、携帯電話にワンセグ受信機能があることを確認し、今回の状況となったわけでございます。

この件に関しましては、議員の皆様方にも情報提供し、報道機関にも令和7年4月28日に公表し、翌日、新聞報道されました。現時点でも、市民の皆様からの苦情等は確認はできておりませんが、職員の認識不足があったことは間違いございません。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 今回、最大で約190万円の受信料支払いが発生する可能性があるとのことですが、その支出についてはどの財源を充てる予定なのか、お示してください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 未払いのNHK受信料につきましては、当初、合計で約190万円という見込みでございましたが、その後、NHKと受信機の設置状況及び契約状況について確認を進めたところ、ワンセグがついている携帯でも払わなくてもよいところもございまして、過年度分の未払いの受信料は135万円程度になる見通しとNHKから聞いております。正式には、今後NHKとの手続を経て金額が確定し、請求があり次第、支払いを行う予定でございます。

財源につきましては、一般財源を充てる予定でございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） これまでの監査や内部統制において、このような契約上の瑕疵が指摘されなかったのか、チェック体制の問題についても御説明をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の未契約の案件でございますが、携帯電話の機器自体にワンセグ受信機能が附帯されているということを認識しなかったことによるものですが、監査や内部チェックの際も、携帯電話の機器にそのような機能が附帯されているところまできちんとチェックしていなかったと。また、指摘も特になかったということから、未契約となっ

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 今後の再発防止策について、NHK受信契約に関わらず、市が契約義務を負う全ての機器サービスについて、契約状況の棚卸しはどのように実施されているのか、また今回を受けて、今後の見直しの計画などがあればお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 事前に御確認しておけばよかったんですが、棚卸しの意味はどう捉えればいいのか、ちょっと御質問の意図に沿えるかどうか分かりませんが、私が理解した内容で申し訳ございません。

NHKの受信契約につきましては、毎年受信機の設置状況を全庁的に確認し、その結果を財務情報課で取りまとめてNHKへ報告しております。NHKの受信契約以外の契約サービスなどにつきましては、複数の部署にまたがる場合というのは、取りまとめたほうが便利というか、業務が効率的になるというような場合につきましては、担当課をどこか1つ決めて、その担当課で契約などその辺の手続をするということになります。それ以外のものについて、その機器やサービスが特定の課だけしか利用しないような場合には、その担当部署で必要な手続を行っていただくことになります。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 今回のような認識不足が再び起きないように、庁内における職員への教育・研修や明文化されたルール整備など、具体的な再発防止策をどのように講じる予定なのか、また今後こういった問題を市として市民にどのように説明していくのか、お示してください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の案件、特に使用機器に附帯されている機能をきちっと把握していなかったというのが今回の未契約につながっているというものになります。携帯電話及びカーナビゲーションシステムの機器更新はもちろんのこと、様々な機器を更新、あるいは新規導入する際には、その機器に附帯された機能を十分に把握し、確認をして、様々な制限、契約、支払いが必要ではないかどうかということをよく検討していきたいと思います。毎年、NHK受信機器の設置状況を報告する際には、受信機器異動の有無のほか、その設置状況についても確認して、未契約が発生しないように考えております。

ただ、市民の方に対しましては、行政不信というか、そのような印象を与えてしまいました。これは本当に申し訳なく思っております。今後、一つ一つの業務を確実に遂行していくということで信頼回復につなげていきたいというふうに考えておりますし、内部のもう少し学習というか、研修というか、その辺もしっかり行っていきたいというふうに思っております。以上で

ございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） 今回の件は、市としての契約管理や認識の在り方について改めて見直すきっかけになるものだと受け止めています。公的な契約に関する制度や法令は日々変化しており、全ての部署で常に最新の情報に基づいた対応を行うことは決して容易なことではありません。だからこそ、庁内全体で共通の認識を持ち、見落としを防ぐ仕組みやルールを整えていくことがこれからの行政運営にはより一層求められるのではないかと感じております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、デジタルサイネージの設置に関する質問です。

本市では、広報紙や公式ウェブサイト、ＳＮＳなど様々な媒体を通じて行政情報の発信に努めており、必要な情報をタイムリーに届けようとする姿勢が日々評価されているように感じております。特に近年は、文書中心の広報から、動画や画像といった視覚的に訴求力のあるコンテンツへのシフトも一部で見られるようになりました。

その一例として挙げられるのが、地域イベント、ほづみ夜市の際に、駅前に臨時設置されたデジタルサイネージです。イベント当日、このサイネージには地域のお知らせや注意喚起、催しの案内などが表示され、多くの通行人が足を止めて画面に見入っていました。この事例は、設置場所とタイミングさえ適切であれば、映像による情報発信が市民の関心を集め、その行動に影響を与える可能性が十分にあることを示唆しています。

しかし、現在、こうしたデジタルサイネージ活用はイベント時の一時的・限定的なものにとどまっており、市内に常設された例はありません。広報紙やウェブサイトといった市民が自ら取りに行く情報発信だけでは、どうしても情報が届かない層が生じてしまいます。日常生活の中で市民や来訪者に自然に届く、あるいは通行の途中で出会う形の情報提供基盤を、今後は市として戦略的に整備していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、私は、穂積駅の改札前という視認性の高い場所に常設型のデジタルサイネージを設置し、市の広報、情報発信の新たな拠点として活用することを提案いたします。

以下、この件に関する市の考えを伺うため、質問させていただきます。

まず初めに、穂積駅改札前のように、人通りが多く、視認性の高い場所にデジタルサイネージ常設すれば、情報発信の面で大きなメリットが得られると期待されます。駅前に大型スクリーンを設置することで、従来の紙媒体やホームページではなかなかリーチできなかった層にも防災情報や市政ニュース、観光イベントの案内など重要な情報を効果的に届けられるでしょう。実際、先ほど述べたほづみ夜市の開催時にも、臨時設置したサイネージの映像に多くの人々が引きつけられている様子が見られました。

こうした事例が示すように、場所とタイミング次第では、デジタルサイネージは市民の関心を集め、行動に影響を与え得ると考えます。この穂積駅前の常設について、市はどのような価値や意義を見いだしているのか、御見解をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 御質問ありがとうございます。

穂積駅は、1日に約1万7,000人が利用するので、穂積駅改札前へのデジタルサイネージは、現在はアナログ的な掲示物の貼り替え手間の削減や、常に最新でタイムリーな情報発信ができるため、瑞穂市をPRするには大変有効的なものだと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 例えば駅構内に設置する場合は、JR東海など鉄道事業者や街頭スペースの所有者との協議・合意が前提となってくると思います。また、整備の導入費用や運用面を考えても、自治体単独では実現は難しく、ノウハウを持つ民間企業との官民連携が不可欠だと考えます。事実、本市では、2022年にCCN株式会社と行政情報、地域情報等の発信に関する連携協定を締結し、現在、既にデジタルサイネージや移動式大型ビジョンカーを活用した市の情報発信に取り組んでいます。

そこでお尋ねしますが、穂積駅での常設サイネージ設置については、これまでにJRや関係する民間企業との協議を行った実績はあるのでしょうか。また今後、協議・検討を進めていくお考えはあるのか、併せて市の見解をお尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） これまでもデジタルサイネージの設置については、JR東海や民間事業者と協議を重ねてきております。駅構内での設置については、現在実現に至っておりませんが、引き続き駅周辺で人目につきやすい箇所などの設置の可能性について検討していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 分かりました。

仮に、穂積駅前にデジタルサイネージが設置された場合は、その活用方法次第で得られる効果は大きく変わってきます。ただ単に広告映像を流すだけのスクリーンにとどめず、行政から市民への情報伝達ツールとして最大限に活用すべきだと考えます。

例えば市役所からのお知らせや子育て支援情報、緊急時の防災啓発、観光PRなど公共性の高いコンテンツをタイムリーに映し出し、市民の日常に溶け込ませることで、暮らしに役立つ情報が見なくても目に入る環境をつくり出すことができます。市は、このサイネージを単なる

広告表示板ではなく、全庁的に行政情報を発信する新たな広報メディアとして位置づけ、積極的に活用していくお考えがありますでしょうか。その意思と具体的な活用イメージについて伺います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 今現在のデジタルサイネージの現状から申しますと、現在、穂積庁舎受付窓口の横にありますし、ココロかさなるCCNセンターアトリウム、あと本田コミュニティセンターや牛牧南部コミュニティセンターのつどいの泉、あと牛牧北部防災コミュニティセンターの5か所の公共施設においてデジタルサイネージを設置しており、今後も穂積駅周辺など必要な箇所を選定し、設置していきたいと考えております。

また昨年、民間事業者のPLANT-6にも設置させていただき、今後も市の広報活動や防災活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

また随時、穂積駅前のロータリーにおいては、先ほどの協定事業者と大型ビジョンの掲載車両も利用しながら、引き続き積極的に市のPRをしていきたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 愛知県の西尾市では、名鉄西尾口駅近くのビルの壁面に約11面から成る大型デジタルビジョン、NISHIO 11 VISIONを設置して、動画広告や地域情報を発信しています。11面の大型スクリーンによる迫力もあって注目度は高く、その駅においては1日当たり約1万4,000人、1月で延べ約40万人もの通行者にリーチできる媒体となっています。この大型ビジョンは地元の民間企業によって運営されており、地域密着型の情報プラットフォームとして機能しています。

特に、次のような特徴が上げられています。地元事業者は、専用ウェブサイトを通じてサイネージの映像コンテンツを随時更新でき、常に新鮮な情報を提供できます。防災、行政、観光など公共性の高い情報も放映し、市民の防災意識向上やイベント参加など行動変容を促しています。デジタル広告を見て実際に来店する人が現れるなど、動画を見て来ましたという声も寄せられており、地域経済への波及効果も確認されています。

こうした先行例を踏まえ、本市でも、JR穂積駅の改札前もしくは駅舎壁面や駅前広場、今後整備されていくと思いますが、その辺りを活用し、社会実験としてデジタルサイネージを試験導入したり、官民協働プロジェクトの形で段階的に本格運用を目指したりすることが考えられるのか。また、市は、この柔軟な手法によるサイネージ導入に前向きに取り組むお考えがあるのか、御見解をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 御存じのとおり、JR穂積駅は15万人圏域の人が利用するため、デ

デジタルサイネージを設置することは、タイムリーな情報提供や動画などの視覚的効果があり、市のPRには大変有効であると考えており、設置に向けて、現在JR東海と協議をしているところでございます。

しかしながら、駅の自由通路内に自立式のタイプの設置を検討しましたが、通行にちょっと支障を来すということで、また壁面に設置もということで御相談をかけておりますが、やっぱりアンカーを打つということで、そっちもやっぱり困難ということで、今は協議に至っていないところでございます。しかし、今後も引き続きJR東海や民間事業者との協議や、あと駅周辺の土地区画整理事業がございましたので、その進捗状況と連携を図りながら設置したいと思えます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 前向きな答弁ありがとうございます。

市民や来訪者が意識せずとも自然と情報に触れられる機会を増やすためには、人の流れの中で情報を届けるインフラを整備していくことが鍵となります。その点で、主要拠点である穂積駅は、情報と人が出会う場所の起点として大きな可能性を秘めていると考えられます。幸い本市では行政情報の発信基盤を充実させようという先ほどの答弁にもあったように、機運が高まっているように感じております。

CCNとの連携によるデジタルサイネージ活用など新たな取組も始まっています。これらをさらに発展させ、例えばですが穂積駅において、官民協働の社会実験を経てノウハウを蓄積し、行く行くは市民、行政、地域、事業者がそれぞれ情報を共有・発信できるまちの共通メディアとして常設サイネージを位置づけることも十分可能ではないでしょうか。

ぜひ穂積駅を通過するだけの駅から情報と出会える駅へと進化させていくために、自治体としての一步を強く期待いたします。市民の皆様が日々利用する駅前でこそ、暮らしに役立つ情報や地域の魅力に触れられるものであると考えます。そうしたまちづくりを実現するために、積極的な検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

都市計画マスタープラン及び将来のまちづくりに関する質問です。

一部、先日の馬淵議員の質問と重なる部分もありますが、大切なものであると考えるので、よろしくお願いいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、将来のまちづくりのビジョン、土地利用の方針、都市施設の整備方針、そして地域ごとのまちづくり方針を明示する極めて重要な計画です。

瑞穂市においては、平成20年に初めてマスタープランを策定し、その後、社会情勢の変化や

上位計画との整合を図りながら見直しを重ねてきました。そして本年度、上位計画である第3次総合計画と合わせて、都市計画マスタープランの体系が進められています。これらは今後の本市の都市構造や行政の方向性を示す重要な計画になります。

こうした背景を踏まえて、以下の点について御質問します。

まず初めに、今年度策定予定である第3次総合計画及び都市計画マスタープランについて、現在の策定状況や工程、管理、住民意見の反映状況など、進捗について具体的にお示しください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 私からは、第3次総合計画について御説明させていただきます。

瑞穂市第3次総合計画は、昨年度から策定作業を進めております。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段構成となっており、一番上位であります基本構想は、長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿を示すものであることから、多くの市民から御意見をお聞きし、その上で策定を進める必要があります。

そこで、昨年度は、市民アンケート、団体アンケートといったアンケート調査に加え、直接市民の意見をお聞きする場として、市民や大学を対象としたワークショップ、市内中学生が市の課題や目指す姿を考えるみずほ未来プロジェクトを実施いたしました。

これらの結果を踏まえ、現在、基本構想の策定作業を進めておりますが、基本構想の策定に当たっては、総合計画策定審議会に諮問をする必要があることから、これまで3回、審議会を開催したところでございます。

また、庁内においても、副市長、各部長で構成する総合計画策定委員会と、各課の職員で構成するプロジェクトチームを組織し、随時議論を行っているところでございます。

総合計画の基本構想、基本計画については、今後パブリックコメントを行い、今年7年12月議会へ議案の上程を目指しているところでございます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 私のほうからは、都市計画マスタープランの進捗状況についてお答えします。

瑞穂市都市計画マスタープラン改定につきましては、現行のマスタープランの目標年次の令和7年度末の策定に向け作業を進めてきましたが、これまでの岐阜県からの助言を踏まえまして、集約型都市構造、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークを実現するため、JR穂積駅を中心とする都市拠点の将来の目標を明確にすることや、東海環状自動車道等のインフラ整備に対応した産業立地と交流を生み出すまちづくりを改めて検討したいと考えております。それを踏まえ、まちづくりの課題を整理し、まちづくりの目標を検討したいと考えており、現時点で令和8年度中の策定も含め、調整しているところです。

今後、県からの助言を受けながら進めていきますが、現在スケジュール等も含め、市関係部局等で調整しているところです。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 続きまして、第3次総合計画において、本市の将来像をどのように描き、それによりどのような都市を目指すのか、市民が将来に希望を持てるビジョンとして、どのような構想を描いているのか、その考え方をお聞きます。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 市の将来像とは、10年後に目指すべき市の将来の姿を表すキャッチフレーズであり、総合計画の中でも一番重要な核となるものでございます。これまで総合計画策定審議会で議論を重ねてきた将来像の最終案は、「こどもが輝き、誰もが笑顔あふれる安心で住みよい都市（まち）」、そしてサブタイトルとして「～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」としており、市民が望む瑞穂市の姿について、子供から高齢者まで、性別、国籍を問わず、安心・快適に暮らし続けられる環境や、交通の利便性向上が重要であることの意見が多く出されたことと、特に大都市近郊のベッドタウンとしての特性を持つ瑞穂市には暮らしやすさの向上が求められることから、暮らしやすさの向上が市民の幸福度、つまりウェルビーイングの向上につながると考えたことに加え、子育てに関する意見も多く出ており、子育て環境や子供の健やかな成長を支援する取組も重要視されているため、「こども」「住みやすさ」「ウェルビーイング」に焦点を当て、市民の幸せな暮らしを実現するための取組を進めていくこととし、揖斐川と長良川に挟まれた瑞穂市は、北は根尾から南は海津まで人口が集まる都市として発展していくことを望み、この将来像としております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 続きまして、市街化調整区域の課題と今後の方針についてお伺いします。
都市計画マスタープランとも密接に関係しますが、現在の市街化調整区域においては、農業後継者の不在や、幹線道路沿いにもかかわらず、土地利用の自由度が極めて限定されるといった課題があります。企業誘致を進める本市にとっても、当該区域の活用は重要な課題と認識していますが、都市計画マスタープランにおいて市街化調整区域をどのように位置づけ、今後の方針としているのかお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 市街化調整区域の方針についてお答えさせていただきます。

幹線道路沿いの市街化調整区域につきましては、集約型都市構造の実現に向けまして、原則として開発は抑制していきますが、今後の都市の活力を生み出すために必要な場合には、周辺

の自然環境や営農環境等との調和に十分配慮し、農林・漁業に関する土地利用との調整が図られた地区については、計画的に産業立地等の都市的土地利用を行ってまいります。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 続きまして、今のところを少し深掘りさせていただきますが、本巢縦貫道沿い、祖父江地内の市街化調整区域の位置づけについてお尋ねします。

特に祖父江地内の本巢縦貫道沿いは、交通アクセスにも優れ、企業立地や地域振興の可能性が期待されるエリアです。当該区域について、今回の都市計画マスタープランではどのように位置づける予定なのか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 祖父江地内の本巢縦貫道沿いの市街化調整区域についてお答えさせていただきます。

祖父江地内の主要地方道北方・多度線沿いにつきましては、市街化を抑制することを目的とした市街化調整区域となっております。現在の都市計画マスタープランの中でも、沿道複合地として、周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、広域的なネットワークを生かした流通、業務施設の立地をはじめ、地域の活性化に寄与する適正かつ合理的な土地利用を図っていく必要があると位置づけられていますので、今後もその計画を踏襲し、将来に向けたまちづくりを推進していきたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 続きまして、祖父江地内の事業者訪問の結果についてお尋ねします。

3 月定例会において、祖父江地内の事業者に訪問し、現地の実情を把握するとの答弁がありました。その後の訪問は行われたのか。また、訪問した結果として、事業者からどのような要望や意見があったのか、具体的に御説明をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 宮川議員の御質問にお答えいたします。

該当の事業所に現時点での状況をお尋ねしましたところ、3 月議会で答弁しました内容と同じとはなりますが、6 月末をめどに生産を停止され、今後は建物を取り壊さず、新製品の試作・開発拠点や、ほかの工場に不測の事態が発生した場合の供給拠点として残す予定であるとのことでありましたので、御報告を兼ねて答弁とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 分かりました。

それでは続きまして、犀川遊水地の今後の整備活用の方向性についてお伺いします。

先ほどの若原議員の質問の答弁でもありましたが、今年10月には、犀川遊水地を活用した若手事業者による花火大会が予定されており、地域の新たな魅力創出の場として注目されております。今後、この犀川遊水地をどのように整備し、利活用していく計画なのか、市のお考えをお聞きます。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 犀川遊水地事業の今後の整備についてお答えさせていただきます。

犀川遊水地事業では、国によって順次河川整備工事が進められていますが、国の工事において、遊水地の貯留容量を確保していくための高水敷の掘削を実施していただけると伺っていますので、市の犀川遊水地グリーンインフラ基本構想に基づきまして、掘削範囲や掘削形状について調整を進めていきたいと考えております。

瑞穂市においては、国による掘削工事以降、犀川遊水地グリーンインフラ基本構想に示されている各種広場や乗り入れ坂路等の実現に向けて、国との調整を図りながら、河川空間を生かしたにぎわいの創出や交流ができる空間形成を目指していきたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 今後、瑞穂市において魅力あふれる場になることが期待されますので、ぜひスピーディーな対応をお願いいたします。

続きまして、立地適正化計画の考え方と都市計画マスタープランとの関係についてお伺いします。

持続可能な都市構造の形成に向け、立地適正化計画の策定が全国で進められています。この計画の策定は、都市計画マスタープランとも密接に連動するものであり、策定の有無が今後のまちづくり全体に大きく影響します。本市として、立地適正化計画をどのように捉え、今後どのような方向性で対応しようとしているのか、見解をお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 市の立地適正化計画の考え方についてお答えさせていただきます。

立地適正化計画は、国が進めるコンパクト・プラス・ネットワーク政策の一つとして、都市再生特別措置法に基づき制度化されたもので、人口減少や高齢化が進む中で持続可能な都市構造を形成することを目的とした計画です。

本市もやがて訪れる人口減少や高齢化社会に対応するため、生活に必要な機能を一定の区域に集約し、公共交通ネットワークを形成することにより、都市の効率化と利便性を高める必要

があると考えております。現在策定中の都市計画マスタープランが本市の将来のまちづくりにおける全体の基本方針として位置づけられる計画であるのに対し、立地適正化計画は、その内容を踏まえた上で、より具体的な施策の誘導区域などを定める都市計画マスタープランの高度化版の計画となります。

したがって、現在策定中である都市計画マスタープランを策定した後、その内容を踏まえた上で立地適正化計画の策定に移っていきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 続きまして、立地適正化計画の未策定による国庫補助の減額についてお尋ねします。

国の制度上、立地適正化計画の未策定によって社会資本整備総合交付金が減額されるとされていますが、当市において実際にどの程度減額が生じているのか、金額や影響事業について具体的にお示しください。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 社会資本整備費が減額されるというような問題ですけれども、国の社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直しでは、令和7年度以降の予算において、立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市町村に対して、原則として重点配分を行わないというものです。

本市における立地適正化計画につきましては、現在策定中である都市計画マスタープランを作成した後に、その内容を踏まえた計画を作成していく予定である旨を公表しておりますので、今後も国の動向を注視しながら、適切な時期に計画作成を進めていきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 最後に、市長にお尋ねします。

第3次総合計画、都市計画マスタープラン、そして将来的な立地適正化計画を含め、瑞穂市が目指すべき将来の都市像をどのように描いているのか、市長のまちづくりに対する基本的な考え方とビジョンをお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 宮川議員から、第3次総合計画、都市計画マスタープランの将来像についての御質問を伺っておりますが、そのほかにも生成AIの活用についてなどについても少し触れてお答えをしたいと思います。

まず、昨日の馬淵議員の一般質問でもお答えをしておりますので、重なるということで、重点のみお答えをしたいと思います。

第3次総合計画は、キーワードが「こども」「住みやすさ」「安心」「都市」というようなキーワードになるということを思っています。それぞれが実現することで、「ウェルビーイングみずほ」の実現につながるということになります。都市という観点から、穂積駅があるということを最大限に生かして、公共施設やスポーツ施設も含めた集約する瑞穂市型コンパクトシティとして、都市拠点を公共交通で結ぶということがポイントになると思います。この集約ができないと、将来にわたり、瑞穂市が持続可能な瑞穂市にはつながっていかないのではないかと考えています。

さらに、自治体の境界を超えて、日常生活に必要な機能を維持する地域生活圏の形成というものも、今回のこの第3次総合計画の中に取り入れていくということになると思います。デジタル技術を活用した交通、教育、医療、経済の分野で、官民が連携して暮らしに必要な機能を集めることが瑞穂市の人口減少対策にもつながるということを思っています。

また、一番初めの御質問の中にあつた生成AIの技術もとても精度が上がり、2年ほど前に私が調べたときに、瑞穂市の特産品はと尋ねると、リンゴになったり、梨になったりというような状態でしたが、今はかなり精度が活用して、私も御挨拶の中でこの生成AIを活用することがあります。

先ほど総務部長からもお答えをしておりますが、議事録や会議録に稼働させるような、そんなお答えをしておりますが、先進市では、窓口対応や電話相談なども、さらにその次の活用が進んでいるということを聞いております。

さらに、AIによる書かない窓口の検討というのも瑞穂市のほうではしていかなければならないということを思っています。この書かない窓口には、2つの仕組みがあると思います。市役所に端末機器を設置して、総合案内窓口のように設置をするやり方と、もう一つは、スマホを活用して、市役所に行かなくてもいいスマホ市役所というようなことから、スマホから行政手続を行うことで、市役所に行かなくてもいいというものになるということを思っています。現在検討中ですが、どこかの部署で開始をしないと始まらないということを思っていますので、水道の開栓や閉栓の申請などに、このスマホからの行政手続が行えるということを進めていけなかなというのを考えております。

もう一つは、私がとても気になることで、口座を使わない仕組みによる現金給付ということで、銀行口座を使わずに送金する方法を導入している自治体もあるということで、ATM受け取りというようなことになります。これは課題が多いと思いますので、メリットやデメリットなどを比較して検討をしたいということを考えております。

最後に、デジタルサイネージは、昨年度、私が駅の自由通路の改札前にといい、検討をして、デジタル田園交付金の活用ができるということを思って検討してきましたが、JR東海とのなかなか協議が難しいということ、これが実現できれば、今議員がおっしゃられるように、広告

などにも取り入れることができ、設置費や維持費などもかなり捻出できるものということを思いますので、一度、ＪＲ東海にもほかの件で行きたい用があるので行っていきたいということも思っていますし、民間のマンションなどにも設置ができないかということも考えて、これから進めていきたいということを思っております。今日、宮川議員からの提案型の御説明をいただきましたので、その辺りについてもしっかり進めていきたいということを答弁させていただきまして、答弁とします。

〔１番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

今後の瑞穂市が地域の個性と資源を生かしつつ、持続可能で誰もが安心して暮らせる都市を目指していけるよう、先ほどあったような計画が現場と実際に結びつく形で具体化されることを願って、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） １番 宮川頌健君の質問を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） ９番 鳥居佳史君。

鳥居佳史君から発言の訂正の申出がありましたので、説明を求めます。

○９番（鳥居佳史君） 議席番号９番、市民の会、鳥居佳史です。

私が今日、午前の３人目の一般質問の中での発言の訂正をさせていただきたいと思います。
２件あります。申し訳ありません。

１件目は、瑞穂市下水道事業費について、2018年当初の建設費が322億で、物価高騰で2025年には[※]５倍と発言しましたが、正しくは1.8倍と訂正します。

そして２件目は、北見市と瑞穂市の下水道料金の状況について、北見市は[※]瑞穂市の２倍と発言しましたが、正しくは1.06倍と訂正します。よろしく御理解のほどお願いします。以上です。

○議長（今木啓一郎君） ただいま鳥居佳史君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申出がありましたので、許可します。

散会の宣告

○議長（今木啓一郎君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後４時26分